

## 平成14年第4回防府市議会定例会会議録（その2）

平成14年9月9日（月曜日）

### 議事日程

平成14年9月9日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

---

### 本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### 出席議員（30名）

1番	深 田 慎 治 君	2番	山 下 和 明 君
3番	河 杉 憲 二 君	4番	行 重 延 昭 君
5番	岡 村 和 生 君	6番	弘 中 正 俊 君
7番	横 田 和 雄 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	斉 藤 旭 君	10番	山 本 久 江 君
11番	木 村 一 彦 君	12番	馬 野 昭 彦 君
13番	藤 野 文 彦 君	14番	山 田 如 仙 君
15番	平 田 豊 民 君	16番	安 藤 二 郎 君
17番	熊 谷 儀 之 君	18番	佐 鹿 博 敏 君
19番	石 丸 典 子 君	20番	松 村 学 君
21番	大 村 崇 治 君	22番	広 石 聖 君
23番	藤 井 正 二 君	24番	河 村 龍 夫 君
25番	今 津 誠 一 君	26番	田 中 敏 靖 君
27番	中 司 実 君	28番	青 木 岩 夫 君
29番	横 見 進 君	30番	久 保 玄 爾 君

---

### 欠席議員

なし

---

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	土井章君
収入役	関誠君	財務部長	湯浅克彦君
財務部理事	板村壽一君	総務部長	中村武則君
総務課長	渡辺知明君	生活環境部長	戸幡昭彦君
産業振興部長	阿部實君	土木建築部長	林勇夫君
都市整備部長	清水義久君	健康福祉部長	村田辰美君
教育長	岡田利雄君	教育次長	山下州夫君
水道事業管理者	福田勝正君	水道局参事	井上孝一君
消防長	山根徹雄君	監査委員	小田寛君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	山下正君	議会事務局次長	中村武文君
--------	------	---------	-------

---

午前10時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

議長（久保 玄爾君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

19番、石丸議員、20番、松村議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

議長（久保 玄爾君） 議事日程につきましては、お手元に配付しておりますとおり一般質問でございます。通告の順序に従い進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、会議規則第62条の準用規定に基づき、第54条ただし書きを適用し、制限しないことといたしますので、御了承をお願いします。

これより、質問に入ります。最初は、12番、馬野議員。

〔12番 馬野 昭彦君 登壇〕

12番（馬野 昭彦君） 皆さん、おはようございます。民友会の馬野でございます。

通告に従いまして、質問させていただきますので、執行部におかれましては前向きで明快な御回答を賜りますよう、お願い申し上げます。

経済成長が終えんして十数年、失業率も5.4%と依然高い水準で推移しており、勤労者を取り巻く経済環境は過去に例を見ない、大変厳しく、未曾有の状況が長期間続いております。民間企業では生き残りをかけ、ありとあらゆる手法、手段を投入、最後の対策を打ち出し、企業存続のため、まさに血のにじむような努力を日夜展開しております。

また、企業によっては若干の違いはあろうと思いますが、給料、期末一時金のカットは当然であり、給料確保より雇用確保に主眼を置き、さらには将来の夢ある企業集団構築のため、従業員はもとより全家族一丸となり、会社存続のため協力体制を推進しているところでございます。

当然のことながら、日本経済を支えているのは民間企業であります。民間企業発展なくして、日本のあすは期待できません。さらには、国家財政も地方財政も大変な状況であります。両者ともにその借金体質はまさに目を覆うばかりです。

これにどう対応していくか、解決策は何か、その答えだけは簡単明瞭であります。何とんでも我が国の経済の再生を図りつつ、思い切った行財政改革を進め、大きな政府から民間の活力を生かす小さな政府へと、それも早いスピードで転換を進めることであると思われまます。

そこで、行財政改革について質問をさせていただきます。3点とも関連性がありますので一括して質問させていただきますので、執行部におかれましてはよろしくお願いを申し上げます。

まず人材の育成、人事考課制度導入については、昨年6月定例議会で一般質問させていただいておりますが、その内容の一部を引用しながら再度質問させていただきます。地方自治が新しい時代を迎えようとしている今日、高度情報化、多様化する住民ニーズに即応し、豊かでだれもが平等で公平な社会実現のため、さらにはゆとりと生きがいの実感できる地域社会を築き上げていくためには、地方公共団体の果たす役割は避けて通れず、今後ますます重要になり、求められてきます。

このような状況に適切に取り組み、対応していくには、もちろんそこに暮らす住民の連帯意識の向上や協力体制は不可欠であることは当然であります。同時に、地方公共団体の職員の一人ひとりが全体の奉仕者であることを改めて自覚し、意欲を持って職務に前向きに取り組むことも忘れてはいけません。市民の立場に立った身近な行政サービスの担い手としての心構えやスピーディーで効率的な行政運営を行うには、民間経営発想的な感覚を身につけることがこれから一層求められます。

そのため、地方公共団体においては、時代の急速な変化に即座に対応する人材の確保は当然であり、積極的に人材育成に推進していただくよう、昨年6月定例議会をお願いを申し上げますが、その後何をどのような形で検討し、実施・実現したのか、具体的にその内容をお伺いいたします。

次に、人事考課制度導入について質問いたします。

この件につきましても、過去2回の一般質問を行い、それらしき回答はいただいておりますが、私にとりましてはまだまだ不十分な回答でありますので、再度質問させていただきます。

他自治体や民間が導入している人事考課制度を一日も早く取り入れていただきたい。組織があるのに、人間を管理する制度がないのはナンセンスであります。民間では到底考えられません。また、この制度を導入すれば、私がいつも申し上げております職員の意識改革は当然でありますし、やる気や協調性、そして市民に目を向けた行政運営が誕生します。役所の活性化へとつながり、甘え意識から脱却する近道だとも思います。

さらには、年功序列意識と既存の考え方が払拭し、年功序列賃金にも歯どめがかかります。有能者には若くとも昇進、昇格の道も開ける参考資料になります。現状の昇進例を見ますと、何年に入所したから係長、課長と昇進させ、能力本位での評価は全くと言って採用されておられません。

それは人事考課制度がないからなのであります。そして、何を基準にしたらよいのか判断できないと思うのであります。それは人事考課制度が確立されていないからであります。

若い職員はこの制度を歓迎している人がたくさんいます。頑張れば結果として自分にはね返ってくるからです。さらには職員の士気の高揚やモチベーションアップも図ることができます。公明正大な制度運用が図れると同時に、役所の改革、市民に目を向けた強固な組織体制の形成が誕生するものとあわせて、新しい防府市の発展に資する人事考課制度だと強く確信しております。

昨年6月定例議会でも、松浦市長より次の内容の答弁をいただいております。「この制度の導入については、かねてよりやる気のある職員集団を目指す上からも、職員の能力、実績を重視した人事管理、優秀な人材を積極的に昇任させる昇進管理、給与への勤務実績の一層の反映、年功的要素の縮小などが必要であると考えている。行政改革項目として取り上げている。導入に当たっては、先進自治体や人事院の制度なども参考にしながら、防府市独自の人事考課制度をできるだけ早い時期に導入する」旨の回答をいただいております。

昨年6月定例議会以降、実施に向けての調査・研究されたものと思いますので、その経緯と経過について詳しく説明をお伺いいたします。

次に、退職時の特別昇給について質問いたします。平成12年9月議会で同様な質問をいたしました。質問内容は、「特別昇給制度は何を基準にしているのか」、「どのような判断で特別昇給を決めているのか」との質問に対し、松浦市長の答弁では、「退職時の特別昇給制度は若干の違いはあるものの、国・県・市でそれぞれ行っている。本市においては、昭和32年に制定した職員給与に関する条例施行規則第12条の規定に基づいて適用している。現在のところ基準は勤続年数で決定している」「基準は勤続年数で決定している」と、ここが大事なところです。「他の判断基準は適用していない。したがって、職員10年以上で良好な成績で勤務して退職する場合には、すべてこの特別昇給制度の適用を受けているのが現状であります。

今後の特別昇給のあり方及びその運用につきましては十分な検討が必要であり、他の制度と同様、改正すべきところは改正すべく真剣に取り組んでいく」と回答をいただいておりますが、その後2年が経過いたしました。何を真剣に検討なされたのか、お伺いいたします。

松浦市長も平成14年度の施政方針、所信表明の中で、地方自治体を取り巻く環境の変化の中で、ふるさと再生を実現するためには、行政みずから時代に即応した行政体制や組織の確立を図ることが必要不可欠であるとの強い思いを日に日に確信していると述べておられます。松浦市長の本年度の重要課題の一つに行政改革の断行と位置づけております。就任以来あらゆる場面において、職員の意識改革の必要性を訴え、市民のための市政実現のため、改善と改革に努力を続けてこられたことは、私も十分理解している1人でありますし、松浦市政と何ら政策的には変わりはないものでございます。そのような観点から、前向きで的確な御答弁をお願い申し上げまして、壇上からの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 12番、馬野議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） お尋ねの行財政改革についてお答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、民間企業では未曾有の不況下、発想の転換はもとより、会社存続のためぎりぎりの御決断、血のにじむような努力をされておられる反面、行政内部にはこのような社会情勢の現実に対する意識のずれが依然としてあることを、私も痛感いたしておるところでございます。

そのため、私は就任以来あらゆる場において、全職員に対し意識改革の必要性を訴えるとともに、一方ではむだな経費を省くことはもちろんのこと、時代にそぐわない諸制度の改正など、各種の改善と改革を行ってまいりましたが、さらに踏み込んで、制度や組織、あるいは給与等において大きな改革が必要との考えに基づき、昨年新たな行政改革に着手

した次第でございます。

さて、お尋ねの人材育成並びに人事考課制度の導入についてでございますが、このことにつきましては、昨年の6月議会で馬野議員からの御質問にお答えしておりますが、組織は人で成り立つものであり、職員をいかに育てるかが有効な行政運営を推進するための重要なポイントであると私も考えております。

そのため、かねてより人材育成の推進において、本市に求められる職員像がどのようなものであるか、どのような方法で育成していくか、その具体的内容を早急に検討し、システムとして確立するとともに、職員が持てる能力を最大限に発揮し、業績を上げた職員には適切な処遇が行われるような人事考課制度も早急に導入し、確立すべきであると考えており、これらについての取り組みを事あるごとに担当部署に強く指示しているところでございます。

また、退職時特別昇給制度につきましては、昭和32年の関係規則制定から改正されることもなく運用がなされており、現状にそぐわないものもあることから、改正すべきところは改正するつもりでございます。

具体的な実施時期等について申し上げますと、人材育成につきましては、その総合的な指針となる人材育成基本方針を本年中に策定いたします。

次に、人事考課制度の導入につきましては、来年度から管理職を対象とした人事考課制度を実施いたします。そのため、制度の説明会や対象職員に対して研修を実施いたします。また、退職時特別昇給制度の運用につきましては、国・県・他市の状況等を調査の上、早急に改めるべきものについては、今年中に改正案を作成し、職員労働組合とも協議をしまいたいと考えております。

以上、議員の御質問に私の決意を含めて、お答えをさせていただきましたが、いずれにいたしましても、私は市と市民の将来のため、現在取り組んでおります行政改革を断固推進してまいり所存でございますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） ありがとうございます。大変前向きな、そして松浦市長がいつも述べられておりますように、行政改革を断行していくと、強い決意の思いがこの答弁内容に含まれていたということで、高く評価したいと思います。

しかしながら、何と云っても、実施がなされたときに、初めてこの制度が、あるいは私どもが申し上げることが制度化されるということでもありますので、実施に向けての期待ということよりは、これから執行部にとりましては、ますます早い時期に取り組んでいただ

くということもお願いしながら、確認やら再質問を順次させていただきたいと思います。

まず、人材の育成でございますが、人材の育成という、私のような若造が職員の人材育成をなささいというようなことを、本当は申すべき内容ではないんです、私どもがですね。本当に失礼だと思うんです。しかしながら、まだまだ一部の職員の中にはそういった方も見受けられるということがいろいろな市民から声が聞かれますし、ましてや本当に強い市役所をつくるためには人材の育成をする、それは防府市役所のためになるんですね。みずからがそういった人材を鍛え上げながら、そして強い市役所、そういったものを生き延びていただくためにもぜひこれは大事だろうということでもあります。

そのような観点から、人材の育成にもいろいろ方法があろうかと思えます。例えば県主催の研修会に出向くとか、市町村アカデミー、それから行政改善研修会、あるいはOA研修会等々ありますが、私はそういった机の上の研修はもちろん大事であります。先ほど壇上でちょっと申し上げましたように、民間のそういった感覚、民間が行っている発想を持った人材の育成というものは大事ではなからうかなというふうに思っております。

例えば岩国市の例で、私、よその例を出すのは余り好きじゃないんですが、岩国市では人材の育成の一環ということで、学校の先生方が市内の企業に出向いて行って、夏休みの間に研修を受けるんです。それが平成13年度は13名。そして平成14年度、今年度は23名の方が研修に出ております。その研修先は大企業から中小企業、あるいは公的施設、そういったところまで出向いて物すごい研修をなされた。そして、その研修内容を一部紹介させていただきますと、名前はちょっと伏せますが、その前に、こういった先生方の社会体験研修を受けるのにどうしたらいいかということは、教育長が県の財団法人山口県教育財団理事長あてに教育長名で出している。そして、何名の方が岩国市では研修を受けますよということをお願いをして、そしてロータリークラブの協力をいただきながらやっていくんです。

その中で、ある先生は、これはセブンイレブンの川西店に研修に出ているんです。その研修を終えてということを書いております。一部だけ引用させていただきます。まず最初に、店内の掃除をやりなさいということであったそうです。店内の掃除をするときに、いつも学校では先生というのは威張って、生徒にお前はこうしなさいよ、こうしなさいと教える立場の先生が、若い18歳か19歳のアルバイトの人から、あなたは掃除の仕方が違いますよということで、指導する立場の先生がまず一発目に指導されたと、ほうきの掃き方が悪いとかですね。そういったことから、そして、いらっしやいませ、日ごろは先生方というのは余り言葉は使わないでしょう、いらっしやいませとか、そういったこと。あるいは気恥ずかしいことがたくさんあったようですが、そういったことも5日間の研修の中で

あったということでもあります。

そして、何といっても一番大事なものは、短期間であったけれども、消費者と先生方の対話ができることが非常にすばらしかったと。学校ではなかったような研修ができた。これからは人とのふれあいを大事にしていきたいし、そして学校と家庭ともやっぴこいうようなこと。これはどういうことかという、やっぱりこいうった社会的な勉強がなされた、机の上じゃなかったということでもあります。

そのようなことから、私は防府市もそれを実施してもらいたいと思うんですが、その中で、1つにはちょっと総務部長にお聞きしたいんですが、先ほど人材の育成にいろいろやり方があると言いましたけれども、今、行財政改革の中で昨年の11月28日に、市長に答申がありました。公立の保育所を民間に委託したいということがありましたね。この問題をかんがみながら、公立の保育所と民間の保育所の先生方の交流、こいうことを実施したらどうかと思うんですね。その辺の考え方について、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。そのことがいい悪いとかは別に、やはり近い将来、民間に移行されるだろうということであるならば、段階的にそいうった人事交流、人材の交流こいうのを進めていくこいうことは非常に大事だろうと思いますので、ぜひともその辺についてお答えをしていただきたいと思います。

それから、人事考課制度であります、これも非常に前向きな御回答で、来年度からは管理職を中心に、人事考課制度を導入していきたいということでもあります。これは非常に一歩進んだことだこいうことで、高く評価をしたいと思います。実はこのことについては、皆さん方も御承知だと思ひますが、一昨年の11月に山口市がもう導入してありますね。そうしたら、県下で防府市が2番目ではないかなと思ひますが、間違ったらごめんなさい。多分2番目であるよいうな気がいたします。

そこで、山口市は実施に向けて、最初「ぬるま湯的な人事はだめ」とこいうタイトルで新聞に記載してあります。もう公務員がぬるま湯につかっているから、何もかんもできんこいうことであるならば、せめて管理職であるならば、これは市長、助役の権限でできますので、山口市もやろうこいうことで実施してあります、業績査定を点数化してあります、非常に大きな改革になってありますし、一定の効果があつたこいうよいうなことを山口市の担当者が述べてあります。ですから、防府市もこれは非常に一歩進んだことだこいうことで、強く思つておるところでございます。

それから、人事考課制度をつくるこいうことはこいうことかこいひますと、壇上でも申し上げましたよように、人を管理するのには、絶対人事考課こいうことがなけりやだめなんです。後ほど特別昇給につながつてきますけれども、何もないこいうのは、本当に考え



られんですよ、人を管理する立場上。ですから、最近になって、初めて松浦市長が各職場に出向いて行って、朝礼のときにあいさつに行くとかいうことで、民間企業で社長が職場に行ってあいさつ、それも今までなかったから行って、市長みずから出向いて行って、それをやる、そんなばかげたことないんです。もう甘えきっちよるんです。

それは何かというと、人を管理するシステムがないんです。年功序列、何年たったらあなたは係長、何年たったら課長になれますよというばかげたシステムがあるからなんです。そのためには、そういったちゃんとしたルールに乗ったシステムをつくって、人事考課であなたはよく頑張ったから若くても上げましょう。課長にしましょう、係長にしましょうということをやらなければ、絶対人は育ってこないですね。それは総務部長もことしいっぱいで定年ですから、自分でね、中村総務部長はええのを残していったのうというぐらいの気構えでやってもらわなきゃ困りますよ、本当。ですから、後ほど大きな声で答弁をバーンとやってもらわなきゃいけん。

ちょっと余談になりましたが、そういったことで本当に人を管理する立場の人たちは、そういったものをつくっていく。そして、それをやっぱりクリアした人は、若くても特別昇給という制度に乗せてあげて、定年になるその月になって特別昇給を また、後、言いますがね、特別昇給をポコーンと上げるというようなばかげたことをしなくても、例えば45歳でもあなたは市民に目を向けた、非常に優秀な成績であるから、特別昇給しましょうというんだったら、市民は納得するんです。それが定年間近になったその月になって、2号級ポコーンと上げたり、1号級上げるという、そんなばかげた制度があるということすら市民は知らんのです。これは後ほどまた詳しく突っ込みますので、とりあえず今の2点についてお答えしていただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 詳しい御質問につきましては、総務部長の方から答弁いたしますが、私は朝礼に出向いておりますことは、実はことしの4月1日から各課で朝礼を実施してもらっているわけですが、6月1日から巡回的に各課を回っております。ほぼ全部を回り切ったかなと。まだ若干残っているところがあるわけですが、私はそういう形で出向いていき、ほんの30秒か1分ぐらい激励をしながら、喫緊の課題、今月中の課題などをちょっと伝えて歩くということは極めて有意義なことではないかと、そういうふうにもみずから言い聞かせながら歩いているところでございます。もっと早くからやっておきゃよかったかなと、そんなふうにも思っているところであります。

あと人事交流、あるいは人事考課についての御質問につきましては、総務部長への御質問のように思いますので、答弁いたさせます。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） それではまず、人材育成のことについてお答えをいたします。

議員、御質問のとおり、市立保育所につきましては、行政改革の中で段階的に民間に移管することになっております。そこで民間との人事交流はやったことがあるかということでございますが、現在は行ってはおりません。市の保育所と民間保育所との人事交流はできないかということでございますが、人材育成基本方針、これは今、案の段階で策定中でございます。その中でも、派遣研修の一つの形態として、企業との交流も視野に入れるようにはしております。実務的にはいろいろ、民間の施設の選択、交流の対応等、個々それぞれ検討を要しますので、今後民間保育所の意向等もお尋ねしながら、人事交流を検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、人事考課制度の導入でございますが、現在行政改革の推進計画策定指針に基づきまして、人事考課制度を構築中でありまして、早い時期に実施できるものというふうに考えております。制度の意義でございますが、画一的、横並び的な人事管理の弊害を是正するというもので、それから組織の活性化と職員の士気高揚を図るということを大きな目的として、あわせて先ほどから出ております昇任、昇格や給与等職員の処遇面の判断材料にも活用するために導入をするというものであります。

現在、制度構築に向けまして、あらゆる項目、例えば導入方法、評価項目、評価方法、評価点の配分、評価者、評価結果の開示等につきまして、具体的な検討を重ねておるのが現状であります。今後の予定でございますが、先ほど市長の方からも御答弁がありましたように、管理職への人事考課から導入するということにいたしております。先ほど来、答弁にもありましたように、管理職を対象に人事考課制度の説明会を実施するとともに、大変な仕事であります評価者訓練、これを行いまして、本年度中には施行してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） 先ほど山口市の例をちょっと申し上げましたけれども、山口市は課長職以上で人事考課制度導入、期末一時金にそれを反映させておるんですね。どのぐらいの差があるかということで、高い人と少ない人とは7万円ぐらい差がつくそうです。ですから、今までは一律、例えば部長さんは100万円もらっていたものが、93万円と100万円になったというような差もつけているということですから、人事評価をつけるということは、やはり点数制ですから、1番からずっと序列ができます。ですから、

当然のことながら、50人を対象にすれば1番から50番までの順位がつきます。あるいは部長さんが10人おれば、10人の部長さんでも上下がつくというような点数制にしてもらわんと、ただつくったけれども、また期末一時金は同じように払うちゃったでは、全然意味がありませんので、これはまた後日、来年か再来年の実施に向けて、後にまたチェックをさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、民間の保育所と公立の保育所が、私は一番身近な人事交流の道だろうと思うんです。同じ職業で同じ資格を持った先生方が、今は保育所は市内、完全な規制緩和になりましたから、どこに行ってもいいんですね。ですから、入れる方の親御さんがあの保育所がすばらしいと思ったら、例えば右田の方から中関に連れてきたり、中関の方が右田に連れていったりと、そういう完全に人事交流ができる時代になっています。ましてや、うちの久保議長さんも幼稚園を経営されているし、弘中先生もですね、やっぱりそういった議員さんもおられますので、ぜひそういった方々と研究をしながら、前向きに実施に向けて調査をしていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、人事考課の中で1点ほどちょっと、質問してもすぐ答えられんでしょうから、これはお願ひ、要望しておきたいんですがね、若い人がそういった適用を受けて、例えば48歳の方が、本来ですと52歳の方が課長にならんにゃいけないのだけど、48歳の方が、これは立派だなあ、だれが見てもようやるなというときには48歳の人を上げてください。それは私は全然関係ないと思うんです。それを年功序列で、あの人が何年に入所したからいつ課長になる、係長になるというのが、みんなわかっちゃうんです、職員の方は。じゃから、競争原理が働かないんですよ。時間が来て帰って何ぼ、時間おって何ぼということなんですよ。そんなことではだめだから、人事考課制度をどんどん入れてもらう。そして若い人は48歳でも課長に上げてくださいよ。

そのかわり、僕はちょっと調べた中でも、48歳の方が課長になると、課長手当はつくが号給がついてこん。ましてや残業手当も課長になるとつかんということで、いわゆる手取り分が減ってくるから課長になるのは嫌だ。あれはならしちゃうおかしいでよ、やっぱり年寄りからならしていけえやというような風潮があるようなことをちょっと聞いたんですが、その辺を総務部長、ちょっとお答えしてください。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 議員御指摘のような、若くして云々ということは、私の耳には入っておりません。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） いやいや、若くても上げるということはそれはこれからやっ

てもらわなきゃいけないのですが、そういうふうに、48歳の方が課長になったら、給料が本当に下がるんですかということちょっと聞いておるんです。課長手当はもちろんつくでしょう、役職給ですからつくでしょうが、号給がついてこない。あるいは課長というのは何号給になって課長とか、大体決まっておるんでしょう。若い、号給の少ない人はなれんんでしょう。課長になったら残業手当がつかんんでしょう。課長までは残業手当がつくんでしょう。そうすると、1月の総水揚げが課長になったら少ないから、若い人を課長にならすとかわいそうだと。だから、もうちょっと年寄りの人、できん人でも年寄りの人から上げていこうじゃないかというような風潮があるやに聞いておるんです、私は。だから、それは本当でしょうかというふうに質問しておるんです。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 課長の職ということになりますと、それぞれの給料表の等級がありますので、その等級に当然行くと思います。管理職になりますと、時間外勤務手当はつきません。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） もう一遍確認しておきます。そうしたら、若くても昇格する道は人事考課制度を導入すれば、開けてくるということと、そして48歳で課長になっても、今までの給料よりは下がるということは、それは責任を与えちよるんですから、下がっちゃいけないのですよね。ですから、そういう人は、先ほど言いましたように、できる人は伸ばしていくんですよ、どんどん。逆にできん人は課長でも部長でもできん人は降格させると。そのぐらいの、人事考課というのはそんな力があるんですよ。ですから、そういう運用をしていくという強い決意を、もう一度総務部長はお答えしてもらいたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） 人事考課制度の結果につきましては、あらゆる分野から検討するような格好になるかと思えます。特に業績、能力、意欲・意識の評価、この3つが主な評価になるかと思えます。すべてのその評価の結果が公正、公平であるか、どこに開示しても正当なものであるか、これが昇給昇格の基礎になるかということになります。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） 市長、これについて、何か個人的な考え方がありましたら。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 仰せのことはよく理解できるんです。抜てきの人事というのは、

優秀な者がやりがいを持って、さらに頑張っていく。またそれを見た若い人がさらにまた頑張っていこうとする意欲につながっていくわけでありますので、私といたしましては、仰せのとおりの形になっていけるよう、そしてまた役職面だけではなくて、総合的な給与面においても、それなりの、頑張っよかったなというような形になっていけるようにしていかななくては意味がないと、そういうふうに考えておるところでございます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） そのような人事考課制度の導入に向けて、実り多いものになることをぜひお願い申し上げまして、次の退職時の特別昇給について質問させていただきます。

これがまたやねこいんですけれども、現在の社会情勢の中で、これは私だけでなく、皆さん方も傍聴に来ている人も多分そうだと思うんですが、非常に、今、厳しい社会状況が続いている。それは壇上で申し上げました。そして、この生活環境の中で、どうしても生活できない、あるいは会社が倒産するというこの中で、借金を背に、約3万人以上の方が自殺をしているんですね、全国的に。交通事故は1万数千人ですが、その倍以上です。自殺者が多いんです。ほとんどの方は生活を苦にして、この世を去っていっています。非常にこれは現実なんです。そのようなことをまず冒頭申し上げながら、次のことを質問させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、人事院はこの8月8日に平成14年度の国家公務員の一般職の給与について、月給については2.03%、それから期末一時金、それから勤勉手当を0.05カ月ですか、引き下げるよう、内閣、そして国会に勧告をしております。これは御案内のとおりであります。

これはどういうことかということ、先ほど言ったように、非常に民間と公務員との差が完全に逆転してきて、税金を納める人の方が苦勞しておるといふ実態が明らかになったんですね。そこでこういった制度を人事院では内閣と国会に勧告してきたんです。

公務員の月給が民間を上回ったということは、いいことかもしれませんが、税金を払う人が苦勞しちよるんですからね。その税金でいろんな諸施策をしている人たちがのうのと生活しているというのはいかがなものかなということなんですよ。

そこで、退職金も20年ぶりに国家公務員は下がります。これは先日の新聞でも御案内かと思いますが、片山総務大臣は国家公務員が来年度から下げるよう来年の国会で上程していきたいというような記事が載っております。当然、地方公務員も出てくるでしょう。私がこの特別昇給制度の運用の見直しについて通告した後に、片山総務大臣が下げると言っておる。私を応援してくれちよるみたいなものです、片山大臣も。お前もようやっちょ

るのと。本当ですよ。そのぐらいの気持ちの受けとめ方を私はしちよるんです、この問題は。

公務員の給与を下げるというのは、私は本当は悪いかなと思うが、しかし税金を払う人よりも余計もらっちゃいけないと思うんですよね、基本的には。退職金もこういうことをやるということです。

そこで、二、三紹介したいと思います。これは読売新聞社が4月28日、日曜日に新聞記事として出しています。ちょっと読み上げます。「山口県と山口県内の全14市が、職員が退職する際、勤続年数や勤務成績に応じ特別昇給できると定めた規定を大半の職員に適用した上で、退職金を支給していることが27日にわかった」と、4月27日ですね、この読売新聞の調査でわかったということです。「特別昇給の結果、退職金が150万円以上もふえたケースもあった。企業の賃金・給与システムに詳しい民間のシンクタンク「日本賃金研究センター」（東京都）は民間では到底考えられない」と、こういうことは。そして、「読売新聞が県と県内の14市の担当者から聞き取り調査をしたところ、全自治体が国の制度に準じ退職時の特別昇給の規定を規則で定めている。「勤続成績が良好な職員で20年以上の勤続者」（県）、「17年以上良好な成績で勤務して退職する場合」（防府市）」と、防府市の名前も出てくるんです、ちゃんここに。そこで、「勤務成績と勤続年数を組み合わせた自治体のほか、山口市は20年以上」、防府市は17年ですが、山口市は20年以上。「宇部市は17年以上」、防府市と一緒に、「のように勤続年数だけを基準にしてやる自治体も非常に多い」ということです。

県の場合は、「2001年度に退職した知事部局の職員は184人。うち20年以上の勤続者は」、さっき言いましたが、県は20年以上ですからね。「20年以上の138人全員に2段階の特別昇給」、これはどのぐらいのことかということ、すばらしい大きな金額。今から言いますが、大きな金額になるんです。「勤務成績の規定がない宇部市などでは、2001年度に退職した職員50人のうち、17年以上の勤続者43人全員に2段階の特別昇給を実施」、退職金の増額分だけで何と5,300万円、これだけのお金を退職金以外に払っておるんですよ。むちゃくちゃなことをしておるでしょう。これは本当に市民が聞いていたら大ごとになるんです。

地方自治体の給与制度を助言している総務省給与能率推進室は、特別昇給は優秀な職員を処遇するための制度。考え方は国も地方も変わらないということを言っておるんです。人事院も勤続年数だけで一律に特別昇給制度をするのは、趣旨に反していると言っておるんです。私が言うておるんじゃないんですよ、これ。人事院とそういったところの担当が言っておるんです。

二井知事も6月12日の新聞でこういうことを言っています。「大部分の職員が対象となっている特別昇給のあり方について、来年度からもっと細かい勤務評価を行うよう見直したい」と。「退職者への記念品は社会儀礼の範囲と考えているが、厳しい財政状況にあり、見直しの方向で検討していきたい」と、こういうことを言っているんです。ですから、もう県も国も皆、そういうことをやめようと言っているんですね。

そこで、ちょっとお尋ねしたいのは、我が防府市は過去5年間、平成13年、12年、11年、10年、9年、この5年間で退職者が何人いて、それで退職時の特別昇給を何人の方が適用されているか。ましてやそれはどういう基準で、先ほど言うたように人事考課制度がないんですから、人を管理する制度がないのに特別昇給で払ったということ、このことは絶対おかしいですよ。ですから、何人対象にされて、何人適用されて、金額は総額で何ぼあったかというのをちょっと総務部長、お答えしてください。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） お答えをいたします。

退職金制度でございますが、地方公務員法で定められております給与均衡の原則によりまして、国・県及び他市との均衡を失しないものとするということで、国や県に準じた制度で支払いをしております。防府市の場合には、人事考課制度等がありませんので、勤務年数で支払っております。

過去5年間ということでございますが、5年間の退職金、これは特別昇給制度分だけと御理解をいただきたいと思いますが、退職者総数は141名でございます。退職時特別昇給制度によります上乘せ分でございますが、約1億6,470万円でございます。1人平均でございますと、117万円になるうかというふうに思います。

それから、過去5年間ということでございますが、平成9年度はまず退職者数32名。それから、特昇上乘せ分が108万円です。最高の方が166万円ということになるうかと思えます。それから、10年度、退職者23人、上乘せ分平均が112万円ということになるかと思えます。最高額が161万円。11年度、退職者数が25名、平均が116万円。そして最高が161万円。それから、12年度が34人、平均が121万円、最高額が161万円。そして、13年度が27名、平均が124万円、最高が161万円ということになるかと思えます。

議長（久保 玄爾君） 12番。

12番（馬野 昭彦君） 物すごい金額でしょう。これはね、私がさっき言いましたように、本当に優秀な職員だったら、本当に40歳だろうが30歳だろうが、上げてやったらいいんですよ、幾らでもそれは。本当に優秀な人でしたら。例えば市民のために何か尽

くしたとか、あるいはこの人は本当にボランティアで何十年もやったという人には、若くてもやる制度、これが特別昇給の制度なんです。

私はこの特別昇給制度が悪いと言うんじゃないんですよ。運用が悪いと言うておるんです。だれでも適用さすというのがおかしいじゃないですか、それは、だれが考えても。ですから、人事考課制度を、私は去年、おととしから言いよるでしょう、つくりなさいと。つくって初めて、立派な優秀な人には特別昇給を上げましたと言ったら、これは市民も納得してくれますよ、それは。だけど、だれということではない、勤続年数が17年以上勤めましたら110何万円を上乗せすると、こんなばかげた制度がありますか。絶対あっちゃいけないのですよ、これは。これを絶対見逃してはいけませんのですよ。国も県も地方も非常に厳しい財政難、ましてや先ほど申し上げましたように、民間が死ぬぐらい頑張っているときに、そんなばかげた制度を運用するというのはナンセンスも甚だしいですよ。ですから、この制度は絶対見直してもらいたい。それは、国も必ず、さっき言いました退職金とかいろいろ給与の問題も含めてやっておりますが、これは絶対メスを、国が入ってきますから、まず最初に同じやるなら防府市から、こうしてやりましたという発信例を出して、やっぱり松浦市長は改革を念頭に置いておるすばらしい市長じゃなということをお願いしてくださいよ。ただ、私が本当にここまで強く言うのは、余り普通言わんのです、本来はやさしい男ですから。だけど私はばかげた話は突っ込むときは突っ込みますからね、これは。当然やります。

この改革というのは、松浦市長1人ではできんのですよ。それは土井助役以下全職員が一丸となって、やっぱりこの問題に前向きに取り組んでももらいたい。そうせんと本当に防府市はよくなりますよ。ましてや2市4町で合併したときに、防府市は恥ずかしい。他市もやっちょるから、よそもやっちょるからええやないかというかもしれないかもしれませんが、ですけども、ある程度はそういったものを研究していくというような強い心構えを持っていただきたいということをぜひお願いしておきたいと思います。

いろいろ申し上げたいんですけども、余り言うと大変なことになるかと思いますが、最後になりましたが、ぜひとも松浦市長、私が先ほどから人材育成、人事考課制度、それから特別昇給の見直し等々をやるという非常に前向きな御答弁をいただきました。最後にもう一度、市長の強い決意を述べていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 実は就任以来5年目に入りました。直後からいろいろな改善と改革を可能な限り実施してまいりました。唯一手を着けられないで悩み、いろいろな意味でストレスも上がっておりました問題が、人事考課の制度をきちっと導入すること。これ



は役職員だけではありません。全職員がその対象にならなくては、私は意味がないとさえ思っております。

そういう事柄を一刻も早く確立しながら、公正で公平な判断基準のもとに職員の処遇、あるいは給与体系等々をちゃんとしていかななくてはならないと、実はこの4年間悶々とする中で、考えてきた事柄でございます。見直し方はとっくの昔に指示を発しております。

それから、特別昇給につきましては、これは言われるまでもないことですが、優秀な職員を処遇するための制度です。それが運用の面において、基準がないからということ、あるいはよそではこれだけやっておるからというような準ずる形で2号分ほど上げていく、その上げていった瞬間のことで、たった1日か2日の違いといえますか、上がってすぐ退職金という形になるわけですから、それによって、本来もらうべき金額よりも100数十万ふえるというようなことは、私自身も判こをつきながら、何でだ、これはというような思いを常にしてきたところでございます。

どうか、今日まで放置してきたわけでは決してございませんし、時代もまさしくそういうことを放置することは許されない時代に突入をいたしていると思っております。防府市から改善がスタートするぐらいの心意気でやろうじゃないかという事柄も、何度も担当部局に言っておるところでございますし、これからもそういう姿勢を堅持して頑張ってもらいたいと思っておりますので、よろしく御理解いただきますように、お力添え賜りますようお願い申し上げます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、12番、馬野議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

---

午前10時59分 開議

副議長（深田 慎治君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

次は、8番、藤本議員。

〔8番 藤本 和久君 登壇〕

8番（藤本 和久君） 民友会の藤本でございます。通告に従いまして、3件質問します。

最初に、地球温暖化問題について質問します。

環境省は地球環境問題を地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化、発展途上国の環境問題の9項目

に分類しています。どれも重要で困難な問題ですが、地球温暖化は長い時間をかけて進むプロセスで、結果として広い範囲に多様な被害や損害が生じ、しかも影響があらわれるのは子、孫の時代で、そのときになってあわてて努力しても直ちに解決するものではなく、地球環境問題の中でも最も根深く、深刻な問題であります。地球の平均気温は20世紀の間に0.6度上がりました。このままいくと、21世紀末には1.4度から5.8度上がる可能性があると言われていています。地球温暖化による影響を少し話したいと思います。

まず水資源への影響ですが、雪国の雪が雨になったり、雪解けが早まったりして、河川の流量は1月から3月には増加、4月から6月には減少し、水不足が懸念されます。次に、沿岸域の影響ですが、平均気温が2度上昇した場合、海面は50センチ上昇し、ほとんどの浜辺はなくなります。沿岸域で生活されている住民は高潮や津波等の危険性がさらに高くなります。次に、人の健康への影響ですが、現在の日本では非常に少ないマラリアやデング熱等にかかる危険性があります。そのほかに、自然生態系への影響、農業への影響、エネルギー供給への影響等多くの影響が懸念されています。

地球温暖化は温室効果ガスの増加が原因です。温室効果ガスには二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素等があり、その中で最も排出量の多い物質が二酸化炭素で、世界では64%、日本では94%を占めています。この二酸化炭素を減少させることが地球温暖化の対策としては最も効果的で、第一に行うべきであります。

二酸化炭素は生物呼吸や腐敗により自然に発生しますが、樹木等によって吸収され、過去ではバランスがとれていました。しかし、近年、人間は石油や石炭等のエネルギー消費により、大量の二酸化炭素を排出し続けてきました。その結果、樹木等の二酸化炭素吸収力が追いつかず、二酸化炭素は増加し続けています。このふえ続けている二酸化炭素を減少させるには、世界レベル、日本レベル、地方自治体レベル、個人レベルで考え、実践することが必要であります。

さて、地球温暖化に対する国の取り組みですが、ことしの6月4日に京都議定書を批准し、重い約束を背負いました。温室効果ガスを90年比で6%減という極めて困難な目標です。議長国として是が非でも達成しなくてはなりません。政府はことし3月に地球温暖化対策推進大綱をまとめ、今後これに沿って動き始めます。

山口県は平成10年11月に「地球温暖化防止行動プログラム - 県民編」を、平成11年3月に「事業所編」及び「行政編」を策定し、県民、事業所及び行政に協力を求めています。防府市の取り組みですが、残念ながらよく見えていません。政府がまとめた地球温暖化対策推進大綱及び山口県の指導を受けて、積極的に取り組まなければなりません。2点、質問します。

1点目。温室効果ガスを90年比で6%減という極めて困難な目標を達成するには、産業部門、運輸部門及び民生部門の各部門が積極的に活動する必要があります。その中において、行政の役割はみずからの事務及び事業の地球温暖化対策を推進する以外に、市民及び市内事業所の指導も含まれます。したがって、地球温暖化対策に対する専門知識と強力な指導力が必要になります。現在の防府市の行政組織では十分機能しないのではないかと危惧しています。地球温暖化問題も含めた地球環境問題を総括的に見る部門が必要と思います。人材確保を含め、どのような組織で推進するのか聞かせてください。

2点目。京都議定書では2008年から2012年の間に目標を達成する計画になっています。あと6年、最長でも10年しかありません。早急に計画を策定する必要があります。計画の概要を聞かせてください。

次に、中学校給食について質問します。

この件については、過去多くの議員が一般質問されており、なかなか実現できなかったものですが、防府市行政改革の民間委託の推進で、やっと行政が動き出したと実感しています。中学校給食の早期実施を願う1人として、2点質問します。

1点目。行政改革委員会では学校給食はセンター方式で行うよう答申しています。行政改革委員会が出した結論の依拠は、小学校給食室の改善及び中学校給食室の新設にかかる費用が膨大になる。それと人件費を含めた経費の削減だと推定します。これも十分理解できますが、この点については熟慮する必要があると思います。食材の生産者の顔が見える。そして、調理人の顔が見える。そのことが食材はどのように生産されるのかとの興味になり、隣のおばさんが一生懸命に調理してくれることに対し、感謝の心ははぐくまれるのではないのでしょうか。これが学校給食は教育の一環と言われるゆえんではないのでしょうか。そのためには、自校方式が最適と思います。

御承知のように、少子化が進み、児童・生徒数は大幅に減少しています。小学校給食の調理能力で、中学校給食の必要数を確保できるのではないかと思います。

小野中学校については、親子方式で行うことは決定されており、残る9校についても親子方式を導入したらと思います。もちろん経費を削減するために、調理人はパート職員とし、人件費は最小に抑える必要があります。そうすることによって、給食センター建設費及び運営経費と小学校給食室の改善費及び運営経費を比較すれば、大差ないのではないかと思います。当局の御所見を聞かせてください。

2点目。現在、平成17年3月までに、2市4町の合併による県央中核都市づくりが推進されています。仮に実現したとします。御承知のように、合併後の新市の中で学校給食がないのは野島中学校を除く旧防府市内の中学校のみとなります。学校給食は教育の一環

であります。地方自治法の第10条2項に「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う」と定めています。これに抵触するのではないかと心配しています。新市誕生までに中学校給食を実施するか、少なくとも中学校給食実施計画はでき上がっているべきだと思います。当局の御見解を聞かせてください。

最後に下水路の悪臭対策について質問します。

下水路は雨水や生活排水等を川及び海に流すために必要なものですが、公共下水道が整備されていない地区では、処理されない生活排水が流入し、蚊やハエの発生源及び悪臭の発生源になっています。特によどみがある下水路はその傾向が強く、何らかの対策が必要だと思います。

抜本的な対策は公共下水道の整備だと思いますが、完備するのが平成30年度の計画になっており、まだまだ先の長い話だし、公共下水道の整備計画のない市街化調整区域ではこの問題は解決されません。下水路の悪臭は問題だと認識されていますか。もし認識されているのであれば、悪臭対策についてどのように考えておられるのでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。

副議長（深田 慎治君） 8番、藤本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは地球温暖化問題について、お答えいたします。

地球温暖化問題は、人の活動によって発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球の気候システムに危険な攪乱を生じさせる人類の生存基盤にかかわる、最も重要な環境問題の一つであることは議員御指摘のとおりでございます。そこで、地球化時代の環境の保全について、循環、共生、参加、国際的取り組みを長期目標とした環境基本法が制定され、これまでの資源・エネルギーの大量消費に依存した大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続可能な社会への転換が図られております。

地球環境保全のうち、地球温暖化防止については、京都議定書の目標値を達成するため、市役所においても地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、防府市役所環境保全率先実行計画を策定して、例えば月2回のノーマイカーデーの実施や、電気、水道、燃料使用量の低減に努めるなど、温室効果ガスの総排出量の削減を進めているところであり、今後はハイブリッドカーの導入等も視野に入れ、さらなる削減に取り組んでまいりたいと考えております。また、地球にやさしいクリーンエネルギーの使用として、平成12年度から市民を対象とした太陽光発電システムの設置補助制度を実施し、制度開始から累計で

112件が利用されております。

しかし、地球温暖化を含め、今日の環境問題の多くは、人の日常生活や通常の事業活動に起因する部分が多く、その解決のためには社会経済活動のあり方や生活行動様式の転換及び見直し等環境保全に関する多様な施策について、行政、市民、事業者が公平な役割分担のもと、長期的な観点から総合的かつ計画的に推進することが必要となります。このため、本市における温室効果ガス削減対策を含めた環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、現在の公害対策審議会を環境基本法による環境審議会に改め、その審議会の意見を拝聴しながら、国の環境基本計画に準じた（仮称）防府市環境基本計画を策定し、持続可能な社会の構築に向けた環境施策を進めてまいりたいと存じます。

その中で、特にクローズアップされている地球温暖化対策としての温室効果ガスの削減については、多量発生事業場との間において、排出数値目標等を盛り込んだ環境保全協定を締結し、監視、指導をしてまいりたいと考えております。

また、市民への広報につきましては、日常生活における具体的取り組みと行動の普及啓発を、広報や環境学習等を通じて、温室効果ガスの排出抑制を啓蒙してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長並びに担当部長より答弁いたさせます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。環境審議会で計画書の策定をされるという御答弁でしたけれども、この計画書は、今、私、いただいているのは防府市役所環境保全率先実行計画というのをいただいております。これは、防府市の事務及び事業の計画です。ここで言われます計画書、これは事務事業はもちろんでしょうけれども、市内の事業所、そして市民に対する計画まで含まれているかということを知りたいと思います。というのは、確かに今の法律、地球温暖化対策の推進に関する法律、これでは、事務及び事業所は計画をつくれという法律になっているんです。しかしながら、市内の事業所及び市民へは努力目標でしかないんですね。

ちょっと読んでみますと、「地方公共団体はみずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者、または住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする」という努力目標になっています。もう一度お伺いしますが、環境審議会が策定する計画書は市民、それから市内の事業所まで含まれた計画書になっているかどうか、お願いします。

副議長（深田 慎治君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほど壇上から申し上げましたとおり、公害対策審議会というのがございますけれども、それを環境審議会という形に改めまして、その審議会の皆様方の御意見をお聞きしながら、先ほど来から議員も言っておられます、防府市環境基本計画を策定いたします。その策定された環境計画の中では、先ほども申し上げましたが、発生事業所との協定を締結していくとか、あるいは監視、指導をしていくとか、あるいはまた個々の市民についても広く啓蒙活動を実施していくなど、防府市役所の中だけのことでなくて、市内全体の環境に関する基本計画を立ててまいりたい、そのように考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） まず組織についてお伺いしますが、現在この地球温暖化対策まで含めた地球環境問題に対して、市の職員が何人、かかわられているのか、聞かせてください。

副議長（深田 慎治君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 人員の件でございますが、現在、生活環境課に環境係が2名おります。その者2名が現在携わっているところでございます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） 確かに今の法律は京都議定書を批准する前ですから、それでいいと思うんですけれども、日本が京都議定書を批准したからには、さらなる努力というか、強力な計画があって、そして実行があるべき。それから市民への指導、事業所への指導、大変な仕事が生まれてくると思うんです。将来、今からやる組織を拡大する意図があるかどうか、お願いします。

副議長（深田 慎治君） 生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 基本計画を策定するというので、今、市長が申し上げたとおりでございますが、まずその前に、私ども、昭和50年に防府市環境保全条例を制定いたしております。それも27年前のことでございますので、現実に大分そぐわないものとなっております。その中で、現在公害対策の関係で、環境保全条例の中で各主要な企業さんと公害防止協定を結んでおるわけでございます。したがって、今後環境基本法に基づきまして、いわゆる環境保全条例を改正いたしまして、そのあたりで各企業さんに守っていただく事項、そういうものの環境保全協定を各企業さんと結ばせていただきたいと思っております。

そうしたことから、基本計画を策定する段階では人数が、今、試算はしておりませんが、1人、2人要るのではないかなと思いますけれども、計画ができ上がりましたな

らば、現在の陣容でも何とかやっていけるんじゃないかと、現在ではそのように考えております。

副議長（深田 慎治君） 8 番。

8 番（藤本 和久君） 9 月 4 日の「ニュースステーション」で、地球温暖化問題を放映していました。南太平洋に浮かぶ神の国とされていますツバル、ここに約 1 万 1,000 人が住んでおられます。このまいくと、このツバルという国が、21 世紀末には沈むというふうに言われております。その島民にインタビューしていました。島民は「神はこの島を沈めない。もし神が沈めるなら、島と一緒に沈む。決して島から離れない」と言っていました。日本、それからアメリカを初めとする先進国が、二酸化炭素、温室効果ガスを排出しておいて、彼らに迷惑がかかっているわけです。このツバルの国民の生活を私たちは本当に奪っていいかなという、私、非常に反省をしたわけです。各国が京都議定書を批准して、これをきっちり守ると。そのためには、国や県が言う前に、我が防府市が京都議定書を守るためにこうやるんだという発信をぜひしていただきたいと思いません。

それから、具体的な質問及び要望をしたいと思えます。

二酸化炭素の削減は、1 つは人間による二酸化炭素の排出量を削減する。2 つ目は、森林などの二酸化炭素吸収源を増大する。3 つ目は、科学的に二酸化炭素を封じ込める。この 3 つだろうと思えます。時間の関係でそれぞれについて 1 点、質問なり要望をしたいと思えます。

まず最初の二酸化炭素の排出量を削減する対策ですが、改善レベルでは目標の達成は難しいと思えます。聖域なき改革が必要ではないかというふうに思っています。例えば飲料用自動販売機ですが、全国に 254 万台あります。暑い夏には冷たいジュースを、寒い冬には暖かいコーヒーをすぐに提供できる、とても便利な機器です。飲料用自動販売機の平均電力消費は 342 ワットとされています。一見さしたる電力消費ではなさそうですけども、年中無休で稼動しております。かなり多くの電力を消費します。単純に計算しますと、1 年間の総電力消費量は 1 台あたり 2,996 キロワット / アワーになります。日本人一人当たりの年間電力消費量が 6,457 キロワット / アワーですから、飲料用自動販売機 1 台の電力消費量は日本人の消費量の約 46% に相当します。また、先ほど言いましたように、全国に 254 万台ありますので、その総使用電力は 76 億キロワット / アワーになります。日本人の約 118 万人、山口県民より若干少ない人数ですけども、それだけの電力を消費しております。すごい電力消費量だと思えます。

こうしたことから、各地で飲料用自動販売機の設置を見直す取り組みが始まりました。

愛知県豊田市では、病院を除く市の公共施設から飲料用自動販売機を撤去しました。無秩序に飲料用自動販売機を設置する時代はもう過ぎたと私は思います。利便さを要求し、それを容認してきた私たちのライフスタイルを大幅に変えるときが来たのではないかというふうに思います。飲料用自動販売機は必要な場所に、必要な最小の台数だけ、それも省エネルギータイプが最近出ております。これを設置すべきだというふうに思います。

これをやるにはやはり市の条例が必要になるんじゃないかと思います。市の条例をつくってでもやるべきだというふうに思います。世の中は規制緩和の方向に行っていますけれども、こと環境問題については規制強化もやむを得ないのではないかという思いがしております。要望としておきます。

それから、二酸化炭素の吸収源を増大する対策ですけれども、少々地球温暖化問題と外れた質問になるかもしれませんが、林業政策全体を語る必要がありますので、お許しを願いたいと思います。

森林の役割は二酸化炭素の吸収以外に木材生産、水源かん養、災害の防止があります。いずれも大切な役割ですが、残念ながら、戦後の林業政策は木材生産だけに目が向き、杉やヒノキ等の針葉樹を植林してきました。この人工林の多くは間伐などの手入れが必要な時期ですが、林業の不振で手入れが十分行われていません。その結果、かつて豊かだった森は荒廃しています。これ以上荒廃させてはなりません。全国に森林を保護しようとする自然保護団体が活躍しておられます。私は皆さんのボランティア活動に敬意を表するとともに、何かお役に立ちたいと思っています。

私の生まれたところは、山口県阿武郡阿東町地福という山村ですけれども、この前ツキノワグマが出たと言っていました。針葉樹林には大型動物が食べるえさが、木の実がないんですね。ですから、大型動物も人は怖いわけですが、それでも、出ないといかんの森は彼らが住めるような樹木がないといいますが、広葉樹がないのではないかというふうに思います。

ちょっと話がそれましたので修正しますと、針葉樹は水源かん養及び災害の防止に対しては、広葉樹よりはるかに劣ると思います。6月15日付の朝日新聞ですけれども、川辺川ダム、熊本県ですね、これに対する記事が出ています。広葉樹で代替案をとというのが出ています。ちょっと紹介します。「国土交通省の川辺川ダム計画に対し、森林生態学の専門家が14日、雨水を浸透させる力の強い広葉樹による緑のダム構想を発表した。発表したのは広島大学院の中根教授が、これまでの研究結果として、樹齢21年から40年の木で比べた場合、広葉樹林が雨水をしみこませる速さが杉などの針葉樹の2.5倍あり、森林が雨を浸透させる能力と大雨時の河川の最大流量は反比例すると指摘。これを同ダム計



画にはめた」ということで、脱ダムを、こうした広葉樹でダムができるという提唱をされております。

また、森林が有する多面的な機能の一つに、先ほどちょっと触れましたけれども、動物の生息地があります。野生動物を絶やさないためには、木の実のなる広葉樹が必要です。それと、二酸化炭素を多く吸収する樹木を植える。このような考えのもとに、森林のランドデザインを描く必要があるんじゃないかと思います。水源となる森林や災害の危険性がある森林には広葉樹を、野生大型動物が住む森林には木の実のなる広葉樹を、林道が整備され、木材生産に適した森林には針葉樹を植林する。こうした考えのもとに林業政策をすれば、すばらしい森林になると思いますが、当局の御所見を聞かせてください。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 市の林業政策についてお答えいたします。

地球温暖化防止対策における森林の重要性につきましては、市といたしましても十分認識をしているところでございます。環境への負荷が少ない持続可能な社会への移行が求められている今日、森林資源の循環利用を進めていくことについて、社会全体で取り組んでいくことが重要と考えております。

森林の機能に応じて、樹種を変えてはどうかという御質問でございますが、御指摘のとおり戦後、木材生産が重視されてきた影響で、市内の民有林に占める広葉樹の面積割合は現在約37%となっております。しかしながら、林業生産活動の低迷による森林の荒廃を打開するため、国の林業政策も森林の多面的機能を持続的に発揮させることを基本理念として、大きく転換しつつあります。

この見直しは国・県の民有林に対する造林補助事業で、補助対象となる広葉樹の樹種が徐々に拡大してきているところにもあらわれているところでございます。防府市の市有林におきましても、以前から向島や大道で広葉樹の植林を行っております。また天神山では広葉樹を主体に毎年計画的に植え替えを進めておるところでございます。最近では三谷・矢筈の県営総合生活環境保全林整備事業の植林はすべて広葉樹となっております。今後も地域の特性を生かした森林整備を、市民の方々の御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

もう1点、質問させていただきますと、佐波川の上流に位置する森林ですね、これについて質問します。

防府市も佐波川の恩恵を受けております。徳地町と共同で林業政策を推進する必要があると思います。というのは、水のかん養には森林の果たす役割が非常に大きいと思います。徳地町との連携についてどのようにお考えか、聞かせていただきたいと思います。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 徳地町と共同の林業政策推進についてお答え申し上げます。

森林は河川の水源として、なくてはならない機能を果たしていることは御案内のとおりでございます。流域自治体が一体となった林業政策の推進につきましては、御指摘のとおり、必要性を痛感いたしております。防府市は日ごろから各種の協議会において、県の山口農林事務所管内の2市2町と林業施策に関する意見交換をし、施策の整合性の確保に努めてきておりますが、中でも佐波川上流の徳地町とは最も緊密な連携が必要と認識しております。

近年、下流の自治体が上流の自治体と協力して、水源地での森林整備を支援するといった取り組みが全国的にふえております。本市におきましても、重要な検討課題であると考えております。今後共同で実施することが可能な施策について、徳地町と積極的に協議いたしたいと考えております。また、森林整備のためにはボランティアの方々の御支援も必要だというふうなことで、この方策についても検討していく所存でございます。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それから、3点目の科学的に二酸化炭素を封じ込める対策ですけれども、これはまだどこも実用化しておりません。しかし、二酸化炭素を海中に封じ込める技術を研究している団体があります。

研究内容を簡単に紹介しますと、気体は高圧で液化します、これはよく知られていることですけれども。二酸化炭素は60気圧で液化します。したがって、600メートルの海底に沈めれば、そこで二酸化炭素を海中に放てば液化をするわけです。二酸化炭素の液化した比重は海水より重いので、どんどん海底に沈んでいきます。

これは海底で二酸化炭素を封じ込める基本的な案ですけれども、大気中の二酸化炭素を空気中でとるのは非常に難しいらしいんですけれども、発電所から出る、煙突からとるのは比較的簡単で、8割から9割は回収できるそうです。防府市が今やっております焼却施設、これは老朽化が進んで、今から建て替えの時期だろうと思うんですけれども、科学的に二酸化炭素を封じ込める技術の進捗状況をよくウォッチして、それが実用化できる状態

になったら、すぐにでも二酸化炭素をとれるような施設をぜひ新しくつくる施設には考えていただきたいということを要望しておきます。

これで温暖化問題を終わります。

副議長（深田 慎治君） 以上で、地球温暖化対策については終わります。

続いて、中学校給食について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 中学校給食についてお答えします。

学校給食は児童・生徒に対する食の指導及び献立作成、調理・洗浄・配送等の給食業務の2つからなります。また、どこでどのような施設により給食業務が行われるかによりまして、自校方式、親子方式及び共同調理場（センター）方式の3通りがあります。

教育委員会としましては、中学校給食検討協議会や教育委員会の協議の結果、あるいは市議会教育民生委員会の要望書、行政改革委員会の答申や防府市事務量定員管理診断の結果等を踏まえ、小学校給食は一部の学校を除き、自校直営方式から調理・洗浄及び配送部門を民間委託する共同調理場（センター）方式へ移行。また、中学校給食は調理・洗浄及び配送部門を民間委託とする共同調理場（センター）方式での供用開始を基本方針と決めました。

議員の御質問は、中学校給食は教育委員会が考えている共同調理場（センター）方式ではなく、小野小・中学校に導入することとしている親子方式で、他の中学校も現有の小学校の施設を使い、供給ができないかとのことですが、対応できるのは富海小学校の1校のみであります。

右田小学校と右田中学校を例にとり試算をしてみますと、平成14年度、児童・生徒数は合わせて977名、教職員が62名で1,039名となり、1,100食規模の施設が必要となります。食の安全確保をするため、ドライ方式での設備が必要であり、このためには、500平方メートル前後の面積が必要となります。現在の給食室は156平方メートルでございますので、約340平方メートルの増築が必要となります。さらに食材の搬入車や右田中学校への配送車の通路の確保を考慮しましたら、校舎等の配置から現有の学校施設内での建築は不可能でございます、別に学校外に新たに用地を求めて建築していかなければなりません。

他の学校につきましても、ほぼ同様な状況にあるのが現状でございます。学校外に建築をするということは、すなわち共同調理場（センター）方式と何ら変わらないものであり、現有施設での親子方式の給食業務の導入は難しいと考えております。

先ほど申しましたように、各種協議会での協議結果や市議会教育民生委員会の要望書、

行政改革委員会の答申等を尊重し、民間委託、共同調理場（センター）方式での供用開始を基本方針としております。

いずれにしましても、児童・生徒の命にかかわることであり、学校給食は施設や給食業務を考慮しつつ、食の安全を第一優先に運営することが行政の責務と認識しております。

次に、新市誕生までに中学校給食の実施、あるいは実施計画の作成をという御質問でございますが、平成16年度には小野中学校で実施する予定であります。

教育委員会としましては、本年度立ち上げました防府市小・中学校給食協議会において、さまざまな視点からの御意見をいただき、防府市学校給食基本計画をできるだけ早い時期に策定し、市内の全中学校に給食を導入したいと考えております。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） 自校方式、それから親子方式が難しい理由はよく理解できました。

私、議員になる前から中学校給食についてはその必要性を感じておりました。やるには、やはりコスト面からすれば、それから経費面からしてもセンター方式だという思いがしておりましたけれども、ここ最近になって、いろんな情報を目にして心が動きまして、やはり自校方式がベスト。悪くとも親子方式という考えに今変わってきております。今からPTAを初めとする各団体との話し合いで決まると思うんですけども、最初からセンター方式ありきで説得というのではなく、学校給食のあるべき姿はこうなんだということで、ぜひ検討していただきたいと思えます。

それから、地方自治法に関してですけれども、新市が誕生しても、中学校給食が実施されていなかったら、旧防府市民は中学校給食という教育を受けることができません。しかし、それに要する経費、自己負担もあるようですけれども、ほとんどの経費は新しくなった市が負担する。権利はなくて、義務だけは負担する。私は非常に情けない気がします。こんなことにならないように早期実施、ぜひともお願いしたいと思えます。中学校給食の質問を終わります。

副議長（深田 慎治君） 以上で中学校給食についてを終わります。

続いて、下水路の悪臭対策について。生活環境部長。

生活環境部長（戸幡 昭彦君） 下水路の悪臭対策のうち、生活環境部にかかわる部分についてお答えいたします。

本市では公共下水道の整備計画のない市街化調整区域におきます生活排水浄化対策といたしまして、合併処理浄化槽設置整備補助事業によります整備普及を推進することといたしております。

一方、水質汚濁防止法では、生活排水による汚濁の負荷の低減に資する施設の整備に努めること、また悪臭防止法では、その日常生活における行為に伴い発生する悪臭により、周辺生活環境が損なわれることのないよう努めることと努力義務が規定されております。しかしながら、発生源が家庭である場合には、法的な規定による規制が困難な状況にあるのが実情であります。

そこで、市民お一人おひとりの自覚を求める啓発に努めますとともに、市民一斉清掃等におきまして、皆様の協力を得ながら、良好な生活環境の確保を図るとともに、生活排水処理率向上のため、合併処理浄化槽の整備を一層推進してまいります。

なお、下水路の悪臭問題についてでございますが、今まででも苦情相談を受けているところでございます。処理施設等の不適切な管理等によります汚水の排出や悪臭の発生についても、今後とも一層関係機関と連携し、生活環境が損なわれないよう対応、指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 市街化調整区域での生活排水等についてお答えいたします。

市街化調整区域の家庭用雑排水は、そのほとんどが農業用排水路へ排出されているのが現状でございます。農業用水路の維持管理につきましては、水利権を有している農家、あるいは水利組合の方々が行っておられますが、この維持管理の作業が同時に悪臭も含めた環境対策にもなっていると考えております。

市といたしましては、農家の方が維持管理の省力化のために水路の改修を希望される場合には、一定の条件はございますが、単市土地改良事業補助金の制度を設けております。この制度の活用によって、水路の流れがよくなり、悪臭の防止対策の一つになればと願っております。

なお、農業振興地域における農業集落排水事業につきましては、農業基盤の整備実施などの要件があり、処理場施設等の関係で公共下水道計画との調整が必要なため、実現までには長期の年月を要することとなりますので、御理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） 下水路にわずかでも水が流れておったら、悪臭に対してかなり効果があると思います。この前土地改良区にちょっとお話を聞きに行ったんですけども、水というのは農業用水でしかとれない。環境とか、災害にはとれないというふうに伺いま

した。これはそういう壁があるんだろうと思いますけれども、その壁を打破して、1年じゅう水が流せるような施策というのはできないものか。感覚的かもしれませんがお伺いしたいと思います。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 農業用水路への水量の増加についてでございますが、議員御指摘のとおり、市街地を通して平野部に流れる農業用水路につきましては、防府総合堰から取水しておりますが、佐波川からの取水につきましては、防府土地改良区が河川管理者である国土交通省へ河川法に基づく水利権の申請を行い、農業用水として許可された水量に限られております。取水許可は10年間隔となっております。次回の申請は平成20年でございます。必要な水量は農作業に必要な水量として、防府土地改良区域内の農地の受益面積に応じて決定されておるのが現状でございます。水量を変更することは非常に困難というのが実情でございます。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） 現状では困難と思いますけれども、法律を変えれば済む問題でしょうから、何とかその方向で行っていただきたいというふうに思います。

下水路に関して、十分管理されていないのではないかという思いを、私は今しておるんですけども、市内の下水路の数、そしてその中で下水路は、問題になっている数、問題になっている下水路のランクづけ、これがきちりできて、こういう計画で改善をしたいとあって、財務部ないしは市長にお願いしたら、市長はやらんと言わんと思うんですけども、それはどうでしょうか。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 今の御質問は調整区域だけの問題ですか、市内全域にかかわる下水の問題でございますか。

まあ、私どもの所管で申しますと、先ほど申し上げました農業用水路だけの話になると思いますけれども、数についてはどの程度あるかというのは掌握はしておりませんが、いろいろまた今から検討していきたいと思っております。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 8番。

8番（藤本 和久君） 行政として下水路の数が何ぼあって、その中で悪臭が問題になっているものが何ぼあって、今言ったランクづけされていないということはあっちゃいかんことだと思っております。道路なんかきちり管理されています。やっぱり下水路も市が管

理してもらいたいと要望しまして、私の質問を終わります。

副議長（深田 慎治君） 以上で下水路の悪臭対策について終わります。

以上で8番議員の質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

---

午後 1時 1分 開議

副議長（深田 慎治君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、16番、安藤議員。

〔16番 安藤 二郎君 登壇〕

16番（安藤 二郎君） こんにちは。政友会の安藤でございます。私はことし63歳となりました。かの孔子は、「論語」政編におきまして、「60にして耳従う」と申しております。これは私の頭に最も鉄槌を下されたような言葉でございますけれども、執行部におかれましては、この耳従うという気持ちをお持ちになって、誠意ある回答をよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

地域コミュニティについてということでございます。

戦後57年、豊かさで見境のない権利と自由の追求、そしてその結果、効率と快適さという際限のない欲望を満たしてまいりました。際限のない欲望の果てには、失ってはならないものを失ってしまうという破滅に至るはこれは必定でございます。

さてこうした中、日本の総人口1億2,000万人は、2000年の国勢調査の推計によりますと2015年から徐々に減少に転じ、2035年には1億人、2050年には8,000万人、そして驚くことに、ちょうど21世紀の最後2100年には2,000万人になるという推定が発表されております。こうした人口減少社会に向かっている最中に、あの緑豊かな田んぼを開発して、どんどん住宅地をつくらないと人口はふえない、発展しないとか、にぎわいの原点は市、すなわちバザールである、そんな原点を忘れてしまって、依然として箱物にこだわり続ける、こんな右肩上がりの前世紀的な発想から抜けることができない、そんな政策を続けていいのでしょうか。たまにはゆっくりと祇園精舎の鐘の響きを聞きながら、日本のおかれている立場を省みてはいかがでしょうか。ただ春の夜の夢のごとく、盛者必衰の理にならぬよう努めなくてはなりません。

そこで真に今求められていることは、新たな価値観、新たな社会の価値を創造すること

でございます。それは限界に達した中央集権的支配から抜け出し、地域に確固たるコミュニティを形成し、国というものから得ることのできなかつた効用を、その地域コミュニティを通して、地域の人たちが享受しようということなのです。

それこそが新たな社会の価値であり、主体が国民みんなをシェアから、そこに住んでいる住民をシェアに移っていくことになるのです。地域コミュニティこそ人口減少社会において真にまとまりのある社会をつくり出すための要諦ではないでしょうか。

首長の数を減らす、議員の数を減らす、こんなつまらないことが市町村合併の究極の目的でしょうか。市町村合併の大義名分とは一体何ですか。大義名分のない政策などあり得ないはずでございます。これこそまさに合併による地方都市の機能を高め、新たな社会の価値を発掘することなのです。地域コミュニティという新しい価値の中から、地方を強固なものにし、豊かにすることではありませんか。

こうした意味で、これから質問いたします構造改革特区とコミュニティビジネス、学校給食、これはいずれも地域コミュニティという新たな社会の価値を生み出す原点に触れることではないかと思われまので、よろしくお願いたします。

まず1点、構造改革特区についてでございます。先ごろ政府の経済財政諮問会議において、来年度からの実現を目指して、構造改革特区、これは規制改革特区とも申しますが、この構想を打ち出しました。御承知のとおり、この特区制度は百年河清を待つごとく、一向に進まない国による規制緩和を地方に移し、各自治体独自に各自治体の責任において同等の規制を緩和して、地域経済の活性化をねらうというものであります。本年7月、政府の総合規制改革会議において規制改革特区制度の実現に向けて、基本方針が打ち出されました。

それによりますと、特区での特例措置は、地方公共団体の責任において実施されること。したがって、国による税の減免、補助金等の財政措置は行わないとしております。戦後日本の政策は均衡ある国土発展を柱に、中央集権型の画一的政策を展開してきましたが、反面で地域ごとの異なった資源がすっかり影をひそめ、地域の価値、ローカルスタンダードが形骸化してしまいました。地域の自発性を最大限尊重する形のこの特区制度は差別化された付加価値の高い経済に向けてローカルスタンダードを確立し、地域ごとに存在する、異なる資源を再生させることがその本質です。

地域にとっては、地域主権を明確にするための試金石として、そして何よりも地域活性化の切り札として、絶好の機会と認識すべきではないでしょうか。このため、各自治体ではみずから差別化できる価値とは何か、異なる資源とは何かについて深刻に議論し、明確にし、この制度に積極的に参入し、地域の生き残りをかけて取り組んでおります。



政府は先月8月30日をもって特区制度の締め切りをいたしました。これによりますと、中国5県で計24件、研究開発、環境、農業、IT、生活・観光と多岐にわたっております。その状況を見ますと、広島県5件、岡山県4件、島根県8件、鳥取県4件で、山口県はこの中で最も少なく、3件の提案にとどまっております。この制度への関心の薄さが少々気になります。ちなみに、その3件とは、周南地区のコンビナートエネルギー自由化による環境、宇部地区の産学官連携研究開発促進、下関地区の下関市・東アジアロジスティクスです。

中国地方他県の例を見ますと、何と云っても、農業に対する関心が高く、山口県を除くすべての県で農業に参入しております。中でも島根県では、農企業等参入促進として、大田、安来市等6市町村が参加、高齢化に伴う農業の担い手不足を補い、農業への新たな参入促進を目指し、特に公共事業に陰りの見える現状を踏まえ、建設業者の農業株式会社への参入を呼びかけ、農業の再生に本格的に取り組もうとしております。

また、岡山県では都市と農村の共生交流促進として、都市住民の農地取得を容易にして、遊休農地の有効利用を促進するとしています。

こんな願ってもいない絶好の機会に、一体防府市はどうしてしまったのでしょうか。防府市ではこれまで多くのプロジェクトについて、全国区のコンサルタントを多用してまいりました。ところが、中央集権的問題解決には通用していたこの問題も、地域コミュニティという新たな価値を論ずるには、彼らは口を挟めなくなってしまいました。それはここに住んでいる私たち自身が見つけ出せなければならないことだからなのです。

ここで質問いたします。

第1点は、防府市では今回の特区制度について、これをどのように評価され、どのような体制で取り組みをされたのでしょうか。また、どのようなことがその対象になったのでしょうか。防府市にとって、みずからが差別化できる価値とは何か。そして、他の地域と異なる資源とは何かということは、既に市町村合併においても論議しておかなくてはならないことは先に触れました。既に十分な議論はされておられると思いますけれども、その検討過程、結果についてお尋ねをいたします。

第2点といたしまして、さきに政府は特区制度の提案を8月30日で締め切られましたけれども、国としては今後この制度の実現に向けて、どのような形で進展させていく計画なのでしょうか。また、再度地方自治体はこれに参画が可能なのでしょうか。可能であるとすれば、防府市としてはどのように参画される予定なのでしょうか。お尋ねをいたします。

次は、第2点。コミュニティビジネスについてということであります。

国においては先ほど触れましたが、ローカルスタンダードの確立を目指して特区制度の適用に向けて走り出しました。一方で民においては、既に地域の人たちが主役となるべきNPO法人の広範化、さらに進めて地域活性化の鍵を握るであろうと思われるコミュニティビジネスの定着を目指して、各界において種々の取り組みが行われております。

コミュニティビジネスに従事するのは、社会起業家、すなわちソーシャル・アントレプレナーと言われる人たちで、その活躍する領域は、かつては公共サービスの専管領域であった医療、福祉、教育、環境、文化などの社会消費を対象としたものです。公共投資や福祉政策の肥大化に伴って財政赤字が拡大するという、いわゆる中央集権型政策の限界が見えて、それに伴い公共サービスの供給効率の悪さ、あるいは天下り非営利組織の腐敗といった問題も生じてきました。

今やばらまき型福祉に対する国民の嫌悪感は頂点に達しており、官はその流れに対応できず、民の真のニーズに答えられていないのです。こうした中、公共サービスが小さくなる方向に向かうことは時代の流れの必然であり、そこに社会起業家たち、すなわちソーシャル・アントレプレナーが活動できる場が必要になってくるのです。

コミュニティビジネスの身近な例として挙げましょう。片岡先生という法政大学人間環境学部の講師の方が山口の商店街、「Let's」の3階で山口大学の学生を対象にベンチャー論という講義とともに、コミュニティビジネスを実践させる場として活動されております。また、この9月1日には店内の地域活性化を目指すNPO法人が参加するステーション会議を設立、地域活性化のための協力関係を築くとされております。防府でも最近新たに立ち上げられようとしておられますNPO「コミュニティ友志会」では、コミュニティビジネスカレッジへ参加し、コミュニティビジネスを志す人たちの誕生を目指しております。

さて、ここで質問の第1点。防府市といたしましては、こうしたNPO、コミュニティビジネスをどのように認識され、どのように評価されているでしょうか。

第2点として、今後コミュニティビジネスが地域経済にとって重要なファクターになるとの認識をされているとするならば、どのような促進策を講じられる予定でしょうか、お尋ねをいたします。

さて、次は第2点、行政改革、学校給食についてでございます。

さて、新たな価値、地域コミュニティを官民一体となって推し進めようとしている今、あえて学校給食を中央に集め、センター方式、民間委託で進められようとしている計画には、それなりの覚悟、理念がなくてはならないはずであります。効率がすべてではない、お金はかかっても失ってはならないことがあることをしっかりと議論しなくてはならない

と思うのです。

「このタマネギは青木のおじいちゃんがつくっちゃったんよ」とか、「きょうの料理は石丸のおばちゃんがつくっちゃったんよ」というふうな会話の中から、そんなに身近にいる人たちに感謝する気持ちを持つこと、これこそが学校給食に与えられた課題であり、今求められている地域コミュニティではないでしょうか。もっと忘れてはならないものは、生徒たちの昼食は弁当のふたを開けたらお母さんの愛情がいっぱいいつまっている、それが理想なのでありませんか。その愛情にかわるものは一体何ですか。それこそが顔見知りのおじいちゃんやおばちゃんが補ってくれるんです。だれがつくったかわからない食事に何の愛情も感謝もわかりません。ますます無機質な生徒ができてしまいませんか。再び申します。効率と快適さという際限のない欲望の果てには失ってはならないものを失ってしまう破滅がやってくるのは必定でございます。

学校給食については既に行政改革委員会の答申や議会からの要望がありますが、それは単に答申であり、要望にすぎません。この答申、要望を受けて、行政サイドとしては想定されるあらゆる局面を議論し、検討し、その結果をすべての市民に公表し、その後の方策が提示されるべきではないでしょうか。

そこで質問いたします。

第1点、「行政改革」「答申項目の当面の方策」の中で、平成14年度には防府市小・中学校給食協議会を設置、その協議会では既にセンター候補地の検討まで審議され、さらに平成15年度にはセンター用地の選択、買収に入となっておりますが、これは既に決定された方策でしょうか、それとも、今後協議するためのたたき台なのでしょう。もし決定事項であるとされるならば、それがどのような経過で、どんな内容について審議され、どこで決定されたのでしょうか。この方策決定経過についての御説明をお願いいたします。

第2点、1954年に制定された学校給食法によりますと、第1条、この法律の目的及び第2条、学校給食の目標から読み取れるものは、学校給食が教育の一環であることを明確にしております。特に第2条4項には、「食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと」としてあります。調理作業、配送、洗浄作業等を民間委託していこうとしている現在の計画とこの法律との整合はどのようにとられようとしているのでしょうか。

また、行政改革委員会の審議内容をつぶさに吟味させていただきましたけれども、これによりますと、教育の一環であることはほとんど触れておらず、ただひたすらに経費の削減に偏った議論に終始しております。そこでお尋ねいたしますが、「学校給食は教育の一環」とする、「教育」とはどんなことを目指そうとしているのでしょうか。また、これを今回、センター方式、民間委託の際に、どのように実現をされようとしているのかをお尋

ねいたします。

第3点、今回行われようとしている学校給食の民間委託の実態は、委託とされているようですが、それは実際には請負なのか、派遣なのか。またそれらは職業安定法、労働者派遣法に照らして、すべてについてクリアされているのでしょうか。一部識者によりますと、必ずしもすべてについて明確ではないとの指摘があります。これらについて、どのような問題点がある、それをどのように解決されようとしているのでしょうか、お尋ねをいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問を終わります。

副議長（深田 慎治君） 16番、安藤議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは地域コミュニティについての御質問にお答えいたします。

まず、構造改革特区についてでございますが、この構造改革特区につきましては、議員仰せのとおり、地方公共団体等の自発的な立案により、地域の特性に応じて規制の特例を導入する特定の区域を設け、地域経済の活性化を図ろうとするもので、まさに地方の時代にふさわしい制度であり、地域の活性化につながるものと評価しております。

さて、今回の構造改革特区の提案募集につきましては、県より8月5日に照会を受け、関係部課、あるいは関係機関に聞き取り調査を行いました。提案するまでには至っておりません。山口県から提案された3件につきましては、県庁内で調査検討がなされた周南地域の「コンビナートエネルギー自由化による環境特区」と宇部地域の「産学官連携研究開発促進特区」の2提案と、下関市からは「下関市・東アジアロジスティクス特区」の提案がなされたやに聞いております。

また、今後の国のスケジュールはこのたびの地方公共団体等からの提案をもとに、10月上旬を目途に構造改革特区推進のためのプログラムの決定が行われ、関係法令等が整備された後に、地方公共団体等から申請を受け付けることとなります。今後、国においては、地域の自発性を尊重する立場から、地方公共団体等から規制緩和による経済活性化の提案を引き続き受け付け、制度の具体化を図っていくことになっております。

今後の本市の取り組みにつきましては、県内一広い平野、水量豊富な佐波川、多くの工場、港、温暖な気候、豊かな自然、歴史的・文化的資産などの特性の中にキーワードがあると考えており、地域間競争に勝ち残るためにも、引き続き申請に向けて、本市はもちろんのこと、近隣市町とも協議をし、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、コミュニティビジネスについてですが、1点目の御質問でございますコミ

コミュニティビジネスに対する市の認識及び評価につきましては、神戸市における震災復興当時から現在まで継続されている実費による弁当配達や明石市における低額の会員制在宅福祉サービス等の活動事例を見て、その重要性は十分認識しておりますし、地域の発展や福祉の増進に大きな役割を果たしているものと高く評価いたしております。

また、市内においては、コミュニティビジネスの実現を目的とした「コミュニティ友志会」が8月にNPO法人として認可されたことを確認しておりますので、今後の活動を期待しているところでございます。

2点目の御質問でございますコミュニティビジネスに対する市の促進策につきましては、豊かな地域社会の実現のために、行政と市民活動団体との協働体制が必要と考えられます。これまで地域社会においては、自治会を初め社会福祉協議会や民生委員の方々等が活発に奉仕活動をされて、その役割を十二分に果たしておられます。また、昨年のきらら博で活躍されたボランティア等に対しましても、県は県民活動支援条例を制定の上、その支援策を打ち出されております。市民活動の中には、ボランティア活動、生涯学習活動、コミュニティ活動及び御質問のNPO等によるコミュニティビジネスも包含されておりますので、防府市においても、これまで活動されている既存の団体との整合性を図りながら、現在検討中の市民活動への支援策の中で前向きに検討いたしたいと存じます。

また、駅北地区の再開発事業の中でも、市民活動支援機能を提案しておりますので、ハード面においても、市民活動支援策を検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 大変ありがとうございました。

ちょっと聞き逃したかと思いますが、市としましては、特区制度については、それほどの評価をしていないと考えてよろしいでしょうかということと、実際には特区についての検討はされなかったと、そう考えてよろしいでしょうか。

副議長（深田 慎治君） 市長。

市長（松浦 正人君） これからの地方の時代と言われる中で、そのような考え方も持って取り組んでいくことは、極めて大切なことであると考えております。

しかしながら、県から照会がありましたのが8月5日、壇上から答弁を申し上げましたように。そして、今日までの間、各関係の部局でいろいろ検討いたしましたが、具体的な提案として国へ提出するまでに至っていないわけでございます。これからの広域行政をさらに、そして特色を持った広域行政を進めて行く上からも、その必要性をこれからも模索しながら、具体策を検討してまいりたい、そのように考えておるところでございます。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 現在の状況を見ますと、いわゆる地方と国との対立軸は明確になっております。ですから、特区制度そのものが、特区の内容について法整備をしていかなければならない部分が多々あって、その整備に手間がかかるとは思いますけれども、いずれにしても来年度実現に向けて国は頑張っておりますが、県では既に担当課を設けてこの検討をしておりますが、防府市としましてはこれから新たな部署を設けるとか、プロジェクトチームをつくるとか、そういった考えはございませんか、お伺いいたします。

副議長（深田 慎治君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は地方と国との対立軸というふうに特段とらまえてはおりません。ただ、国におかれては、それぞれの省庁がそれぞれの枠を持って動いておられるわけでありまして、そうした中にありまして、そのいずれの中からも地方の活性化、あるいは特別な支援、発展を遂げていく方途がないというような判断の中で、特区の申請というものも必要に応じては考えられてくるのではないかと考えております。

御質問の県におかれての担当というものは、56市町村からのいろいろな打診、あるいは取りまとめ等々を行う上でそれらの窓口は必要なものかと思いますが、本市におきましては、当面現在の企画課の中でさまざまな問題を、市内における、あるいは庁内における取りまとめを行ってまいりたい、そのように考えております。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 実は企画課の方とお話ししたんですけれども、夏休みを徹してこの問題について取り組んでいたんだと言ったら、笑っておられましたけれども、ちょっと残念な気がいたします。

もう1点ですが、この検討過程で、行政以外の諸団体への働きかけはなさらなかったかどうか。どうも今の市長の弁ですと、時間が足りなくて、そういうことはできなかったというふうなお答えのように聞こえますけれども、防府市には多くの大手企業が立地しておりまして、その企業と一緒に共同参画して、この特区制度に参入するということは考えられなかったのでしょうか。

今回、実は協和発酵野球部は中国地区の第1代表として、防府市を代表して東京ドーム出場を果たしました。ドームに掲げられた防府市の旗を見たり、そして市長さんがみずから始球式、こういうものを行いました。それに立ち会うことは私もできました。防府からたくさんの方が応援に駆けつけました。防府市民はこれによって、非常に元気づけられました。

このように、企業の立地する価値というのは、今までのように寄附だけに頼ることで

なくて、多様な局面を持っております。いわゆる立地する企業からもたらされる人材、物、これについては非常な価値を持っております。

例えばマツダの工場を例にとってみても、防府市にとっては他市には見られない貴重な観光資源の一つにしようというふうなとらえ方をしてもいいわけです。そのように企業の人たちと一緒にあって、この特区制度について積極的な取り組みを今後はされることを希望しておきます。

以上で、特区制度についての質問を終わります。

副議長（深田 慎治君） 市長。

市長（松浦 正人君） 他の団体への問い合わせというものは、実はいたしております。農協さん、あるいは商工会議所さん、あるいは固有名詞を挙げるのもいかがかと思いますので、あえて控えさせていただきますが、議員のお考えの中にもございますでしょう大手の企業さんにも照会を実はいたしたところでございます。

今後も私も市内に数多くあります企業、あるいは多くの団体等々、さまざまな形で行政も深く関与いたしておりますので、これらの皆様方の御意見なども十分拝聴する機会も多くございますので、しっかり拝聴しながら、取り組みについて考えてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） それでは、引き続きコミュニティビジネスについての質問をいたします。

先ごろ東京都ではいろんな新しい取り組みを行っておりますけれども、最近また新しい取り組みを発表いたしました。それによりますと、学生起業家選手権という事業計画を立ち上げました。これはすぐれたプランを出した3人組に対しまして、会社の設立資金として300万円を助成するというふうな事業計画を発表いたしました。都では柔軟な発想はあるが、資金のない学生起業家を世に送り出し、地域振興の起爆剤にしたいと期待しておりますということです。

ここには学生はおりませんけれども、若い人たちに対してこのような試みをされるというふうな計画、あるいはそういうことに対して積極的に取り組もうとされる計画はございませんか、お尋ねいたします。

副議長（深田 慎治君） 市長。

市長（松浦 正人君） 起業家への支援策としては、今日まで幾例か実施をいたしているところでございます。詳しいことは産業振興部長の方から答弁いたさせますが、したが

いまして、これからもそういう姿勢を貫いてまいりたい、このように考えております。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） 起業家に対する支援ということで、特に今考えておりますのは、中心市街地におけます新規の開業者、そのあたりにつきましては、新たに制度を設けまして、例えば家賃補助とか、そういうふうな形のを今行っています。それとか、独立開業資金というような制度も改正いたしまして、従来はその業種に何年以上勤めていないとだめですよというものを、今度は初めてそういう商売をやろうというような方につきましても、その資金の融資について行っていこうというような制度も設けております。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） 実は先ごろ、皆さんよくご存じだと思いますけれども、当市におきまして、まちづくり達人塾というものを立ち上げられました。これは実は中心市街地活性化支援事業、ファシリティエーターの養成というふうになっておりました。私はこの塾名が達人とついておりますので、どんなすばらしい達人ができるのかということで、市当局と何度かにわたってその趣旨について探ってまいりましたが、ついに解明できませんでした。

わからないなら参加すればいいかということで、実は参加させていただきました。ところが、何ともこれは、もはや私たちが二、三十年前にしっかり勉強しました川喜多二郎さんという人が開発をいたしましたKJ法というのがあります。このKJ法をベースにした問題解決法のほんの基礎、入り口講座であったんです。達人でも何でもなし。とても中心市街地活性化のためのファシリティエーター養成には無理があったようでございます。

ただ強いて言いますと、このまちづくり全般についてのファシリティエーターの養成、あるいはこれが発展すれば、アントレプレナー養成のための基礎、入り口としての価値が出てくるのではないかというふうに思っております。

今後、市といたしましては、この塾、市街地活性化事業の中でどのように位置づけをされ、さらにどのように発展され、塾生たちをどのように活用される計画であるか、お尋ねをしたいと思います。

副議長（深田 慎治君） 産業振興部長。

産業振興部長（阿部 實君） まちづくり達人養成塾でございますが、安藤議員さんも出席いただきました。ありがとうございました。その内容については、今、御指摘があったとおりでございます。ただ、市内にはそういう、今までまちづくりに関することが、



いろいろな研修会等が余りなかったように聞いております。１２年ごろから商工会議所を中心に、そういう研修等も行ってきております。

ということで、まだまだ今からいろいろな形でそういうまちづくりに携わっていただく方を養成していかなければいけないということを考えておりますし、そういうことで、研修を受けられた方あたりには、また新たにいろいろなまちづくりの観点に参画していただく。例えば旧山口銀行跡地、来年１月ぐらいからは利用していきたいというふうなことをしておりますが、そういう施設の中でもいろいろ活躍していただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

副議長（深田 慎治君） 市長。

市長（松浦 正人君） 若干補足いたしますが、たしか平成１１年度だったと思いますけれども、商工会議所の方で起業家を掘り起こすというような観点から勉強会を始められて、そして幾つか、４つのグループだったと思いますけれども、４つのグループに分かれて、それぞれ先進地を見学されたり、あるいは集まって学習をされたりして、その成果を発表された、例えば門前においてこういうビジネスをやりたいとか、あるいは駅の近くでこういうのをやってみたいとかというような発表会がありましたことを、私も興味深く参加しておりまして、思い起こしております。

それから、これも事の起こりは某大手数社の方々の発想から始まり、御協力のもとに立ち上がっていったわけですが、西日本最大と言われておりますフリーマーケット、これもいろいろな試みの中における活性化の一つの方法であり、その中から起業家としてお店を持たれた方もあるやに承っておりますし、一つの防府市における試みではなかったのかなど。また現在も続いておりますし、それらについても行政として可能な限りの支援をこれからも続けてまいりたいと、そのように考えております。

副議長（深田 慎治君） １６番。

１６番（安藤 二郎君） ありがとうございます。今市長さんが申されたプログラムにも私は参加いたしました。それが今回と何の進歩もないのが残念ですよということを言ったわけですし、今後この塾が有効に機能するように、ぜひもう少し深刻な議論を重ねていただきたいと希望しておきます。

以上です。

副議長（深田 慎治君） 以上で、地域コミュニティについて、終わります。

引き続いて、行政改革について。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 学校給食についてお答えします。

議員御案内のように、昨年11月に行政改革委員会から「学校給食については、中学校給食の実施も含めてセンター方式により民間委託の早期実施（3年以内）を図ること」との答申を受けており、教育委員会としましても、中学校給食検討協議会や教育委員会の協議の結果、あるいは市議会教育民生委員会の要望書や防府市事務量・定員管理診断調査の結果等を踏まえ、小学校は一部の学校を除き、自校直営方式から調理・洗浄及び配送部門を民間委託とする共同調理場（センター）方式へ移行すること、また中学校給食については、調理・洗浄及び配送部門を民間委託とする共同調理場（センター）方式で供用開始をすることを基本方針と決めました。

この基本方針を具現化するため、防府市学校給食基本計画を策定しますが、そのため、先月、「防府市小・中学校給食協議会」を設置し、学校関係者を含めた委員の皆様方の御意見を伺っているところでございます。

なお、議員さん御指摘の答申項目の当面の方策の考え方でございますが、これにつきましては、当面の検討を掲げており、「防府市小・中学校給食協議会」の進捗状況により若干計画がおくれる可能性はありますが、できるだけ早い時期に「防府市学校給食基本計画」を策定し、具現化を図る所存でございます。

次に、民間委託と学校給食法との整合性についてでございますが、議員さん御指摘のように、学校給食は学校給食法に基づき行っております。学校給食の目的は、1つ、日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。2つ目、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。3つ目、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。4つ目に、食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くことの4つが掲げられております。

学校給食は食の指導と給食業務の2つからなっており、給食業務は献立の作成、食材の発注、調理・洗浄、配送等9つの作業工程からなります。

学校給食業務の運営の合理化について、昭和60年に旧文部省が出した通達によりますと、献立の作成以外は民間委託は可能となっております。我が市においては、給食業務の根幹にかかわる献立の作成のみならず、食材の発注についても教育委員会が責任を持ってやります。したがって、民間委託に出すものは、調理・洗浄及び配送部門でございます。これらは教育活動そのものではなく、教育活動を支えるものであり、民間委託の可能な部門と考えております。委託後も食に関する指導は、今までどおり給食時間や授業中に学校の職員や栄養士が行います。いずれにしましても、食の安全性を最優先し、学校給食を運営していく所存でございます。

次に、委託、請負、派遣のいずれの形態かという御質問でございますが、委託方式を考えております。実施に当たりましては、関係機関と協議をしながら進めてまいりたいと存じます。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） どうもありがとうございました。

最初に申し上げましたけれども、「耳従う」と、相手の言っていることをよく聞いてください。にもかかわらず、御回答はその道を外れておりますので、もう一回同じ質問をしなければなりません。

答申や要望は単なる答申、要望であって、決定ではありません。どこで決定され、どういう審議のもとに決定されたかということを知っておるのであって、今から小・中学校の給食協議会において、では、委託方式はやめよう、センター方式はやめようとしてもよろしいのでしょうか。

副議長（深田 慎治君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。第1回の給食協議会で申し上げたことは、答申の精神を尊重して、これをいかに具現化していくか、そこに各委員さん方のいろんな角度からの御意見をちょうだいしたいということをお願いしております。したがって、先ほど申しましたような基本方針を踏まえての各委員さん方が、それは背後に、例えばPTAの連合会であれば各学校、中学校であれば17校の保護者の方がいらっしゃいます。この数々の御意見を完全に吸収していただきながら会議に臨んでいただき、そこでよりよいものを模索していくということを申し合わせたわけでございます。

したがって、根幹にかかわりますものは変わりませんが、例えばセンター方式、どこにつくるのか、あるいはどういう規模にするのか、あるいはどういうふうな内容にするのか等々は、今から委員さん方が突っ込んだ意見交換をされる中で変わってくるわけございまして、ここに関係者の幅広い意見が入ってくるものというふうに考えております。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） やっていたら夜中までかかるのでやめますが、それは決定されたのかしていないのかということはきちんと出してほしいんですよ。決定されたら決定されているんだ。基本方針は変えないということはもう決定されているわけですね。

それはそれで置いておいて、それともう一つは、委託か請負か派遣かじゃなくて、委託の中には請負と派遣があるけれども、どちらでしょうかという質問をしたんですが、どういってお答えでしょうか。

副議長（深田 慎治君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

委託ということを申し上げましたが、この解釈が我々が考えているのと議員さんの考え方がどうなるのか、また御質問を賜りたい面もありますが、委員会の方から業者の方に給食の委託をし、そして業者の方はその給食業務にかかわってこられる方々と直接的な契約を結んでいただくという格好で委託を申し上げたいと。したがってどこか人材派遣会社の方をお願いして、そこから派遣された職員を使ってセンターで働いていただくという方法は考えておりません。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） そうしますと、請負と考えるとよろしいですね。

副議長（深田 慎治君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。請負という解釈は我々はこういうふうに考えておりますが、ある事業をするときに、これだけの予算でもってやってくださいよという格好を請負と考えますが、そういうふうには考えておりません。

副議長（深田 慎治君） 16番。

16番（安藤 二郎君） これもいつまでたっても議論は終わりませんので、ここで終わりますけれども、ただそういった細かい点をきちんと小・中学校の協議会に提案をされて、すべての問題点についてクリアにして、皆さんに説明しないと、この問題を置いといて、この問題を置いといてで進めることは私は好ましくないと思います。ぜひすべての問題点を網羅されて、協議会に臨まれることを希望いたしますして、質問を終わります。

ありがとうございました。

副議長（深田 慎治君） 以上で、16番議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

---

午後 2時 1分 開議

議長（久保 玄爾君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は6番、弘中議員。

〔6番 弘中 正俊君 登壇〕

6番（弘中 正俊君） 政友会の弘中でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

御承知のとおり、本年度から新学習指導要領がスタートし、同時に完全学校週5日制が

実施されて、1学期が経過いたしました。それに伴い、家庭、地域社会での子どもたちの生活時間をゆとりあるものにするため、より多彩な体験活動などを通して、教室ではできない豊かな経験を味わわせる施策が講じられております。本市においても学校施設の開放を初め、地域社会の教育力を結集し、鋭意これに当たっておられることは十分承知いたしております。

しかしながら、学習時以外の場における市民ぐるみの青少年の健全育成の取り組みもさることながら、児童・生徒にとりましては、学力の養成が第一義的に考えられなければならない問題でありましょう。

そこで、質問の第1点は、小・中学校における学力の充実についてであります。今回の改定が内容の厳選により、確かな学力を育てるために、単なる知識の量だけでなく、意欲、判断力、表現力、問題解決力などの総合的な力を学力ととらえ、総合的な学力を充実させることを柱として、教科時間を削減してまで総合学習を推進しようとしております。

これは国際社会に生きていくこれからの子どもたちにとって、重要なものであります。こうした教育行政に対応して、現場の学校ではどのように取り組んでおられるか、また今後どのような計画を立てておられるか、お尋ねいたしたいと思っております。

それとともに、この件について、今、危機感を持って迎えられている問題点は基礎学力の低下であります。このことについての意識調査の結果によりますと、保護者の75%が「かなり心配」「多少心配」と答えております。これは単なる取り越し苦労による不安感ではなく、ほかの漢字書写力調査で、小学校4年生で習う「積む」という文字が、小学校4年以上で35%、中学校で39%、高校でも54%という惨めな結果が公表されていることからもうなずけます。これに対して、最近の新聞紙上で報じているように、文部科学省は「放課後学習相談室」を設けて補習を行い、学力低下の懸念を払拭しようとしています。

さきに述べた確かな学力も、読む、書く、話すという基礎・基本の国語学力の修得なくしてはあり得ません。こうした基礎・基本となる力が駆使できてこそ、到達できるものだと思います。こうした一見相反するものを両立させなければ、生きる力にはぐくまれないとすれば、この両者をどうとらえたらよいのでしょうか。今後の方針だけでもお聞かせいただきたいと思います。

次に、総合学習を推進していくためには、資料の入手の方途として、調べ読みのための図書の充実も大切ですが、これらを軽く凌駕する内容領域と情報量を持っている情報機器教育の導入は必須のものではないでしょうか。文部科学省は平成14年度から公立小・中学校のすべてに導入し、平成17年度を目標に、全学級のあらゆる授業において教員及び

児童・生徒がコンピューターを活用できる環境を整備するとしております。

今後飛躍的に進展するであろうIT化は、学校教育において大きなウェートを占めるものと思われませんが、既に先進校と言われている埼玉県の西中学校では光ファイバーを引き、教室相互のネット利用を初め、教科の報告書の作成や海外の学校との電子メールの交換等まで手がけていると聞いています。本市でも最小限のパソコンの導入を終えられたようですが、現状及び今後の機器整備と指導教員の養成も含めて、どのように計画しておられるか説明していただきたいと思います。

こうしたことは一朝一夕になし得ることではなく、また厳しい財政下での予算措置にもかかわる問題とは承知いたしておりますが、将来ある子どもたちのために、ぜひ導入を進めていただきたいと思います。

次に、質問の第2番目として、学校施設の整備についてお伺いいたします。

9月1日は防災の日として、大がかりな震災を想定した全国的な訓練が実施されましたが、地震国と言われる我が国においては、耐震対策は欠かせないものであります。こうした中で、文部科学、総務両省が平成15年以降に予算措置をする方針を固めた学校の耐震診断も、児童・生徒の安全確保のためにはもちろんのこと、本市では学校施設が災害時における避難場所になっている現状からしても、ぜひ早急を実施されなければならない緊急な問題であると思います。

本市の小・中学校の建物の大半が従来の建築基準によるもので、その現状把握のために本格的な調査診断がぜひ必要であると痛感いたしております。この点について診断の現状がどうなっているか、また新基準に沿った施設の整備について、今後どのようなお考えで取り組もうとしておられるか、お伺いしたいと思います。

次に、第2点として、最近の建築は校舎等にも多くの新建材が使用されていますが、それらから空気中に揮発する化学物質が児童・生徒の体に不調を来すシックスクール症候群対策についてお尋ねいたします。

これは校舎の床材、壁紙の接着剤に含まれているホルムアルデヒドや塗料の溶剤に使われている化学物質、トルエン、キシレンが空気を汚染するもので、頭痛やのどの痛み、疲労感などの症状を引き起こすものだと言われております。平成12年6月より厚生労働省が空気中の化学物質濃度の指針値を順次設定していることを受けて、文部科学省は学校における化学物質の室内濃度について実態調査を実施し、学校環境を衛生的に維持するためのガイドラインである「学校環境衛生の基準」を改正し、平成14年4月1日から適用しております。

今後、冷房装置が完備すると室内の換気が十分に行いにくくなり、空気の汚染も深刻な

問題になりかねません。全国的には既にこれが原因と見られる被害が発生しております。実害が生じてからでは手おくれです。市内の校舎の実態はどうなっているか、今後どういう対策を講じていかれるのか、御説明いただきたいと思います。

そこで、一つの対策として考えられるのが、地場産業の木材を活用した心の温まる自然木で内装した木質化した校舎づくりがあってもいいのではないのでしょうか。天然素材の使用により、毒性、有害性のないものにしていくことは、また子どもの精神的荒廃が危惧されている昨今、児童・生徒や教師にとって、木の持つ色調や香りがストレスを和らげる効果も大きいと言われております。御検討いただけるよう提案いたします。

以上のことについて、お考えを聞かせていただきたいと思います。

以上で、壇上よりの質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 6番、弘中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは学校施設の整備についての御質問にお答えいたします。

まず校舎、屋内運動場の耐震診断と耐震対策についてですが、御承知のとおり、平成7年の阪神淡路大震災を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律が制定され、建築物の地震に対する安全性を確保する観点から、昭和56年6月以前の建築基準により建築された建物につきましては耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならないと規定されています。

全国的に耐震化の推進がおくれていることから、このたび国から平成17年度末までにすべて耐震診断を実施するよう指導があったところです。本市といたしましては、昭和56年以前の建築で、旧耐震基準により設計された学校は、校舎につきましては20校45棟、屋内運動場では11校で、これらすべてを平成15年度から平成17年度末までの3カ年間で第1次耐震診断を行う予定にしております。

次に、シックスクール症候群への対策についてお答えいたします。

近年、全国で学校の増改築で使われた新建材や塗料により、体がだるい、頭痛が続く、いらいらするなどの化学物質過敏症やアレルギー疾患に似た症状になり、学校へ行けなくなるシックスクール症候群に苦しむ児童・生徒たちがふえています。こうした中で、国は学校施設の整備に関して、室内空気を汚染する化学物質の発生がない、もしくは少ない建材の採用及び換気設備を設置する等適切に対応するため、室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等を「学校環境衛生の基準」で定め、適正な検査について指示されたところであります。

また本年度からは校舎等を増改築する場合、契約の段階においてホルムアルデヒド、ト

ルエン、キシレン等の特定な化学物質の濃度が基準値以下であることを確認した上で引き渡しを受ける旨を現場説明書で明記することが義務づけられております。

本市におきましては、御承知のとおり、平成12年度から牟礼小学校の増改築に着手しておりますが、危険性のある材料は使用しておりませんので、こうした症状は見受けられません。今後も増改築工事や施設の補修・塗装工事等に関しましても、化学物質の室内環境濃度に十分配慮し、子どもたちが安心して学校教育を受けることができる環境づくりに努めてまいります。

なお、御提案の心温まる自然木で内装した校舎づくりについてですが、木は人間と本来極めて相性のよい自然素材と提唱されており、新しく建設予定の小野小学校についても、木造建築といたしております。今後の増改築時の内装及び現施設の修理についても、可能な限り木材を利用していきたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長がお答えいたします。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） ただいま本当に前向きな御回答をいただきまして、ありがとうございました。先ほど市長さんのお答えの中で、校舎が20校45棟、それから屋内運動場が11校、15年から17年、第1次的に耐震の診断をなさるということで、非常に安心をしたわけでございます。

やはり一番怖いのは地震ではないかと思えますし、20世紀に日本で1,000人以上の犠牲者が出た地震は1923年、大正12年の関東大震災から1995年、平成7年の阪神淡路大震災まで9回も発生しているわけです。約11年に1回の割合で起こっておるわけです。2000年の平成12年の鳥取県西部地震のマグニチュードは7.3と推定されております。これは阪神淡路大震災の7.2とほぼ同じでしたけれども、犠牲者はゼロでございました。これは1943年昭和18年の鳥取地震や阪神淡路大震災の教訓が生かされたもので、やはり日ごろの備えがいかに大切かを示唆しておるわけです。

災害というのは忘れたころにやっけてまいります。また備えあれば憂いもありません。今このように耐震診断をなされるという、本当にうれしい御答弁をいただきました。それを年次的に耐震診断をしていただくとともに、やはりそれに伴って耐震補強もあれば、ひとつそのところを要望いたしまして、このことについての質問は終わります。

それから、シックスクールですけれども、これはシックハウス症候群というのが全国的に非常に起こったわけございまして、今シックスクール症候群対策に配慮してという住宅ですね。それを明記して売り出されておる住宅もあるようございまして、それだけ全国的に問題になってきたのではなかるまいかと、このように思うわけです。



学校で発生するのはシックスクール症候群と、こういうふうに言うわけですが、やはり学校の中の化学物質というのは、子どもたちが身近で使用するものから目に見えない影響を与えるもので、多種多様にあるわけです。発症する症例も非常に多種多様で、代表的なものとしては、頭痛、腹痛、吐き気、発熱、視力低下などが挙げられておるわけです。集中力を欠く、落ち着きがなくなるとの報告もあるわけです。まだよくわかりませんが、不登校の中にもこれで学校に行けば、症状が出る。それで休んで行かなくなる。はっきりはわかりませんが、これも原因ということの例も聞いております。全国的にはシックスクール症候群というのは、だんだんふえてきておるわけです。

シックスクール症候群は特別な子どもであろうという見方もありますけれども、そういう症状があらわれる子どもがいますということは、やはり学校内でそういう物質が揮発しておると。室内が汚染しておると、そのような実証にもなるのではないかと。これは大いなる警鐘になるのではないかと、このように思っておるわけです。

ただいま市長さんの御答弁の中に、「学校環境衛生の基準」、これをやらなきゃならないということで、これからの予定されておる改築の校舎、また今改築中の校舎につきまして、これにあわせて配慮するというございますので、ひとつその点、よろしく願いたいまして、この項についての質問は終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 次は小・中学校における学力の充実について、教育長よりお願いいたします。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 小・中学校における学力の充実についての御質問の総合的な学習への取り組みについてお答えいたします。

議員御指摘のように、これからの変化の激しい未来社会をたくましく生きる子どもたちにとって重要な資質・能力は、「生涯学習時代を生きる」という視点からとらえ直す必要があると考えております。

現在、学校の教育活動においては、知識、技能の習得だけを一義に考えるのではなく、学ぶ意欲、思考力、判断力、表現力等の育成を重要な柱に位置づけ、体験的な活動を通して、一人ひとりに生きる力を育成すべく具体的な取り組みを展開しております。

その中で特に「総合的な学習の時間」については、2年間の移行期間を経て、子どもたちが現実と向き合い、自立を目指すさまざまな教育実践を積み重ねてきております。例えば小学校では田植え、稲刈り、餅つきといった農業体験活動や、地域のお年寄りとのふれあい活動、国際文化交流、さらに中学校においては、休耕田での野菜栽培や職場体験活動等を通して、教科等で得た知識を駆使しながら、真剣に問題解決を目指す学習を展開してお

ります。

こうした教育活動の支援として、教育委員会としましては、市内小・中学校に特色ある教育活動への補助として、小学校に152万円を、中学校に98万円を予算化するとともに、各種研修会や校内研修会等での指導助言を積極的に行っているところでございます。

また、読む、書く、話すといった基礎・基本の徹底と、みずから学び、みずから考える総合的な学習の時間との関係ですが、議員御指摘のとおり、両者は車の両輪とも言うべき補完的關係にあり、互いに支えあって、生きる力をはぐくむのであると認識しております。

事実、「総合的な学習の時間」を支えるのは、従来から学校教育の中心にある各教科等で学んだ基礎・基本であると考えております。例えば総合的な学習の時間の調査活動等で必要な、質問する、聞き取る、メモする、整理しまとめる、発表するといったコミュニケーション能力は、まさしく国語科の学習の重要な位置づけになるものと思っております。

以上の点を踏まえ、教育委員会としましては、平成14年度、小学校13校に計18名の加配教員を、中学校7校に計11名の加配教員を配置し、少人数による授業などきめ細かな指導の充実に役立てております。また、平成14年度から16年度までの3年間、華城小学校を「学力向上フロンティアスクール」として研究校に指定し、確かな学力の向上に資するとともに、他の学校にも研究の成果を広く普及することとしております。そのほかにもチーム・ティーチングや繰り返し指導といった指導方法の工夫改善を推進し、一人ひとりの子どもにきめ細かな指導を展開し、基礎・基本の確実な定着を図っておるところでございます。

次に、情報技術教育の推進についての御質問にお答えします。

現在、防府市ではインターネット接続可能な教育用コンピューターの整備を平成12年度から計画的に進め、今年度すべての小学校に1校あたり22台、これは児童2人に1台の割になります。そしてすべての中学校に1校当たり42台、これは生徒1人に1台の割合になります、のコンピューターを導入したところでございます。

学校においては、教科等で創作・表現活動、調べ学習、探究的な学習など、学習活動を多様に展開するためにコンピューターの活用を工夫しております。その中で、特に総合的な学習の時間では課題発見、情報収集等、児童・生徒の興味や関心を広く豊かにする学習ができるように、インターネットの活用を図っております。

今後は、整備しました教育用コンピューターがより一層活用されることが必要であり、ソフトウェアやコンピューター周辺機器の整備、高速インターネットへの接続を計画しております。また、これまで市ではパソコン教育研修会、教育工学プロジェクト等で教職員の資質・能力の向上を図ってまいりましたが、平成14年度からさらにコンピューター教

育アドバイザーを2名配置し、授業での補助だけでなく、校内研修会等で教職員のパソコン技能を確実に向上すべく積極的な活用を推し進めているところでございます。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） 今、教育長より本当に懇切丁寧な御回答をいただきまして、どうもありがとうございました。

私は完全学校週5日制、これが4月から導入されて、新学習指導要領に沿って、ゆとりの中で確かな学力をつけて、そして生きる力にしていくと、そういうように解釈をしておるわけです。もとはといえば、受験等、また詰め込み、記憶力、そういうような教育でいろんな面が出てきたわけで、だから、先ほども言われましたけれども、とにかく知識や技能を身につけ、活用する力、学ぶことへのやる気、意欲、自分で考える力と自分で判断する力、自分を表現する力、問題を解決し自分で道を切り開いていく力、そういうものをひっくるめて、今の学力としておられるわけです。

確かな学力、ゆとりの中でそういうことをやっていくわけですがけれども、そして、総合的な学習の時間も設けて、それと関連しながら力をつけていくということでございますけれども、やはり確かな学力の中には基礎・基本というのがそれを踏まえてから、先ほどもお話がございましたけれども、基礎力はやはり基本を反復練習して、繰り返して習得する、その基本によって基礎力というものがついてくるのではないかと、このように思っておるわけです。

先ほど御答弁の中に、両輪のごとくと、そのように相まって力をつけていくことではございましょうけれども、やはり基礎・基本ということが非常に大切で、そのところをしっかりと抑えて、それから確かな学力となっていくのではないかと、このようにも考えておるわけでございます。

完全学校週5日制は導入されましたけれども、ちまたでよく言われておることは、時間数が2割減と。それから教科内容が3割減と。そういうことはよく言われておりますけれども、そのために、小学校で台形の面積を求める公式は覚えなくてもいいと。それから、漢字はとりあえず読めればよいことにして終わるとか、そのように一般では受け取っておられるようなところもございませぬ。

現場の小学校の声として、新学習指導要領で国語の授業時間が減りましたと。4年生の場合が年に280時間から235時間になったと。だけど、教える漢字数は200字と変わっておりませぬ。ゆとりを持たせるために、漢字を書く力は次の学年も含めて2年間で身につけていかなきゃならない。4年生では3年生で教える200字もこれは守備範囲に入っておる。とにかく2年間で教えていかなきゃならん。

だけど、現状ではその学年の漢字だけで精いっぱいであると、そういうふうに。だから授業中にしていた書き取りテストは、今週から1時間目の前の10分間を充てることにしたと。とにかく漢字に興味を持たないとすべての教科に影響するので、総合的な学習の時間の一部を漢字学習に充てることも考えると。そういう現場の声もごさいます。ゆとりで総合的な学習の時間ができます。教科と総合的な学習の時間、関連しながらやっておられるわけですが、やはり一番の基礎・基本、特に小学校の漢字が1,600字、これを5年までに825字を確実にやらさなきゃならない。それから、あとの6年生の181字というのは、中学校の卒業時点までに完全に書けるようにと、そういうふうに、このように変わっておる。

読む方は今までどおり。書くのはなかなか定着しないので、だから、ゆとりを持ってやっておるということですが、そう考えますと、一番の基本である国語の漢字の書き取り、これがおろそかになっているような感じもするわけでごさいます。

このように、今年の1月から3月にかけて国立教育政策研究所の調査で中学校、高校の教員の約8割が生徒の国語力が下がったと思っているとの報告があるわけです。今、パソコンで、また携帯電話、そういうものを若い方は使っております。あれを見ますと、漢字というのは、変換キーを押せばたくさん出てくるわけですね。それでそれを確定すればいいのであって、本当にその漢字を知らなくても、大体それは文章の作成をするときにもそういうことをやっておるわけでごさいます。けども、本当に手書きで書いた場合、もし手紙を書いた場合に、どうなるんであろうかと。平仮名ばかりになるんじゃないか。漢字を書いたら誤字ばかりになるんじゃないか。そういう危惧を私はしておるわけです。

だけど、今ごろ年賀状でも何でも、みなパソコンです。やはり手書きの手紙なんかは、また年賀状をもらいますと、非常に心温まる。向こうの心が伝わってくるような、そういう感じがするわけです。パソコンで送ってこられたら、冷たいと言っておかしいですけども、余り心が伝わってこないなど、そういうことを思っておるわけですけども、これが今から若い方はほとんどパソコンでやるんじゃないかと。それは変換キーを押せばできますから、私もこのたび通告書を出すときに字を間違えました。耐震の「震」ははねるですよね。環境の「環」ははねないんですね。それを私ははねてしまったと。本当に恥ずかしい話ですけども、やはりそういうところが出てくるんじゃないかと、このように思うわけです。ひとつ基礎・基本の漢字の書きについて、どのように御指導なさっておられるのかお伺いしたいと思っております。今後の取り組み方もあわせてお願いいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 子どもの漢字能力の低下、そして漢字を書くことにどうい

ふうに取り組んでいくのかという議員さんからのお尋ねでございますけれども、現実につきましては、今、議員さんが御披露されましたように、児童・生徒の漢字を書く力というのは低下しているという結果が出ていることは承知しております。確かに学力の中核になります、例えば国語の力の場合の漢字の力ということは、基礎・基本に当たるわけでございます、これが欠けておるということは、当然確かな学力が確保できないということにつながっていくわけでございますから、その深刻度は議員さん同様に厳しく受けとめております。

生徒の国語力の低下が教師の80%ぐらいの認識であるということでございますから、この要因をしっかりと分析しながら、まず漢字を書くということの重要性を子どもたち、あるいは教職員がしっかり持つことを今から徹底していかなきゃならないかと思っております。

漢字力の低下につきましては、子どもたちの周辺環境、特にパソコン等、あるいは読書をしないという、こういった問題等々も絡み合ってくるわけでございますが、やはり議員さん御指摘の基礎・基本の確実な定着、これをした上で、その上に個に応じた指導なり、あるいは個性を伸ばしていくという教育を徹底していかななくてはならないかと思っております。

各学校におきましてはこういった現実を踏まえながら、いろいろと創意工夫をしながら、確かな基礎学力の向上に向けて創意工夫しているわけでございますが、例えば先ほど議員さん、御指摘ありましたように、朝学の10分ないし15分を使って、小テスト、あるいは漢字ゲーム等を繰り返しながら、興味を持たせながら、漢字の力をつけていくという学校もございまして、また授業の中でも種々さまざまな方法でもって子どもたちに興味関心を持たせながら漢字の重要性を認識させ、そしてそれを自分の身につけていく指導を徹底していこうとしているのが現状じゃないかと思っております。要は漢字の指導は折に触れ、あるいは反復しながら、子どもの心にしみこむような指導が今から求められるので、ただ形式的に覚え覚えよではなかなかいきません。やはり子どもたちに興味、関心を持たせながら、また漢字の重要性を認識させながら、反復訓練の重要性を認識させ、そしてまた現実にその活動をさせていくことが肝要であろうかと思っております。

今後、基礎・基本の確実な定着をさせた上で、その上に個に応じた指導を、あるいは個性の伸長を図っていきたいと思っております。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

漢字について、押しつけでなくて、いろんな方面から考えて工夫して、そして漢字能力を高めていくと、そういう御答弁でございました。ありがとうございました。

やはり基礎・基本は大切であると、そういうことを教育長も言っておられるわけです。まず基礎を、やっぱりじっくり教えて、その上で多様化に対応すべきであろうと思っておられるわけです。それには、もちろん現場の努力には非常に限界がありますし、これに今は総合的な学習の時間が入っておられるわけです。そうしますと、教員の負担も多くなっていると思うわけです。教員の指導力、それにも非常に限界があるんじゃないかと、このようにも思っておられるわけです。

遠山文部科学相は、16年度から市町村教委が独自の負担で少人数学級を実現するために、教員の任命権を付与することも示しておられました。県からの補助員もおられますけれども、基礎・基本定着推進として、市独自の補助教員数をふやすなど、教育行政にも理想を現実にする体制づくりも必要ではないかと思うわけです。

市の独自の指導員の加配、そういうところはどのようにお考えであるか、今後の対策の方針も含めてお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答えします。

平成16年度から文部科学省の方針ということで御紹介いただきましたが、この辺の詳しい文書等をまだ拝見していませんが、これが実現されるのであれば、市御当局の方にお願ひしながら、本市の子どもたちが一人ひとり充実した学習活動が展開できますように、加配措置をお願いしていく所存でございます。

なお、現在、緊急雇用対策事業をいただきまして、27名の非常勤講師を今お願いしているわけですが、これも市御当局の温かい配慮として感謝申し上げたいと思っております。

今後、正式な文書等を拝見しながら、どう対応していくか、あるいはどういうふうなことが本市で可能であるのか、これを研究させていただきたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） ありがたい御答弁をいただきましたので、このことにつきましては、終わらせていただきたいと思います。

それから、インターネットでございますけれども、今、小学校、中学校を見ますと、コンピューター教室の中に、先ほど教育長が申されました、中学校が42台、それから小学校が22台、これが入っております、これに基づいていろいろと指導しておられるようでございます。小学校1年ごろはパソコン操作、ソフトの操作も行って、これは生

活科で行っておられるようですけれども、2年、3年になりますと、インターネットというのが出てまいり、周辺の機器をどういうふうに入れていくか。それから、評価は1年のときから行っておられる。それから、中学校では技術・家庭科、そういうところでは必修になって、コンピューターを扱っておるということでございます。

それは非常にいいわけですけれども、大いにパソコンの操作等、これはもうすぐ覚えられるようでございますけれどもね、ソフトの操作をずっとやっていく。そういうことですが、インターネットが今度入ってきている、そのインターネットで非常に気になるところがあるわけです。

このインターネットを活用するのに、やっぱり心構えと礼儀作法、これはやはりきちんと教えなきゃいけないんじゃないかと。いわゆるネットワークの、次のような影の部分があると、そういうふうに指摘されておりますし、誤った情報や作為的に変造された情報、健全な育成を妨げる違法有害情報の存在、それからインターネットなどへの没頭が子どもたちの心身の健康に与える影響、こういうことが影の部分として指摘されておるわけでございます、これは非常に大切なことなんじゃないかと。このようなことに対して、どのように対処しておられますか。お尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

学校でのインターネットの活用というのは、子どもたちの学習素材を豊かにしたり、あるいは興味、関心を高めるためには非常に効果がありますし、また子どもたちの学びや、あるいは学校の教育活動を大きくかえる可能性も秘めております。

一方、今御指摘ありましたように、疑似体験の増加とか、人間関係の希薄化、あるいは有害情報の増加や犯罪などがインターネットの影の部分として大きな問題になってきておりました、インターネットを操作し、あるいは活用すること、正しく使うこと以上に大事なものは、モラルやあるいはマナーの正しいものを身につけていくことの指導であろうかと思えます。

あわせて、画面に対峙する子どもたちの視力の問題も気になりますので、やはり正しい姿勢でもって、それを使っていくという、この指導もあわせて徹底していかなければならないかと思っています。

文部科学省によりますと、児童・生徒の情報モラルの育成やセキュリティについての指導内容、あるいは対応等についての解説した教員向けのガイドブックができ上がっておりますので、これを学校に提供してまいりたいと思えますし、学校ではこれらを参考にしながら、情報教育の年間指導計画を作成し、情報社会に参画する態度を持った子どもたちを

発達段階に応じて教育していきたいと思っています。

インターネットの持つプラスの面と最近大きな問題になっていますマイナスの影の部分、この影の部分についてもう一度見直しながら、指導徹底していかなきゃならないと思っています。

ありがとうございました。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） 今、御答弁がございましたけれども、教育技術を充実していく。情報教育を充実していく。それは非常に素晴らしいことだと、このように思いますけれども、やはり影の部分については非常に危惧しておるところでございますので、ひとつそのところはよろしく考えられて、指導していかれることを願っております。

それから、時間がもうなくなりますが、今、大体小学校で児童2人に1台で、中学校では生徒1人に1台で授業ができるようにコンピューターが配置されておりますが、今度小学校に行ってみますと、小学校も2人に1台であるけれども、大体30人ぐらいの人数、そうすると、1人1台という児童もおりますけど、2人で1台という児童もおるわけです。

文部科学省はもっと台数をふやしていくと、そういうふうには計画しておられるようでございますが、小学校に1人に1台と、それから校内LANですね。それはいつごろ可能になるんでありましょうか、お尋ねいたしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） お答え申し上げます。

今、何年度に1人1台になるかということについては、情報は今持っておりませんが、子どもの数が減ってまいりますので、今、議員御指摘のとおり、学校によっては1人1台という学校も現在あるかと思えます。やはり近い将来において、そういった望ましい方向に向けて努力をしていきたいし、これは予算が絡むことでございますので、御当局と御相談申し上げながら、できるだけ早い時期に実現するように頑張っていきたいと思っています。

それから、LANについては私自身が余りよく精通しておりませんが、これも非常に大事なインターネットにかかわる領域でございますので、これもできるだけたくさんものが入ってくるように、今から関係機関と御相談申し上げたいと思っています。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） ありがとうございました。

それから、時間がないので、ちょっと急ぎますけれども、現在、情報のコンピューター・アドバイザーという補助員がおられるわけです。先ほど御答弁のときにございました



けれども、この方々、ちょっとお聞きしましたけれども、先生のコンピューターの技術の指導もしておると、そういうことでございますが、お2人、これは月に6回ですか、というような状態でございますので、この方たちの加配ということは考えておられるわけでしょうか。そのところをお尋ねいたします。

議長（久保 玄爾君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） ことし導入したばかりでございますので、今、大変評判がいいと聞いておりますが、年度の一定の時期にもう一回、果たして意味があったのか、なかったのか、謙虚に検討しながら、次年度に向けて対応したいと思います。私個人としては、今耳に入ってきているのは非常に評判がよろしゅうございますので、ぜひ教職員の資質を向上していくためにも、引き続いて2名の配置をお願いしてみたいと思っております。

議長（久保 玄爾君） 6番。

6番（弘中 正俊君） どうもありがとうございました。

すべての教員が子どもに基本的な操作がきちっとできるようになり、情報リテラシー、指導内容の向上を図って、情報教育が進められるように願ひまして、私の全項についての質問を終わらせていただきます。

議長（久保 玄爾君） 以上で、6番、弘中議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） 次は、11番、木村議員。

〔11番 木村 一彦君 登壇〕

11番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、簡潔で誠意ある御答弁をお願いいたします。

今回は入札・契約制度について、質問いたします。

まず最初に、談合問題についてお尋ねいたします。

小野小学校校舎新築工事は、我が党に寄せられた談合情報どおり株式会社銭高組、澤田建設株式会社、株式会社原田組によるジョイントベンチャー、共同企業体が落札いたしました。落札価格の予定価格に対する比率は97.23%と、極めて高いものとなっております。情報どおりの業者が落札したのは、何も今回が初めてではありません。過去何回も同様の事態が繰り返されております。そしてまた、今回も同じことが起こったわけであり

ます。

これを見て、一体市民はどう思うのでしょうか。談合を繰り返す業界への批判はもちろんですが、それと同時に、いつまでたっても毅然とした対処をしない行政に対しても、いらだちと厳しい批判の目が向けられているのではないのでしょうか。御承知のように、今市は

厳しい財政状況におかれております。金がないという理由で、多くの市民の切実な要求が後回しにされ、人件費削減を主な目的とした、いわゆる行政改革、業務の民間委託などが進められようとしております。このようなときに、一方では入札において競争原理が働かず、結果として、必要以上の市民の税金が、それも半端ではない巨額の金が支出されている。このようなことをこれ以上放置することは許されないと思います。

我が党の申し入れを受けて、執行部は一たん入札を延期し、入札参加業者から個別に事情聴取を行いました。しかし、事情聴取の中で、「はい、確かに談合をやりました」、こう答える業者がいるはずはありません。いつの場合でも、行政側は「調査はしたが、談合の事実はつかめなかった」、こういうことを繰り返すわけではありますが、問題はその調査に臨む姿勢だと思います。

どうせ談合は防げはしない、こういうあきらめの境地でとおり一遍の調査をするのか、それとも市民の利益を守るために絶対に談合は許さない、こういう強い姿勢で徹底的に調べ上げ、情報どおりの落札をさせないために、あらゆる知恵と力を発揮するのか、結果としてこの両者の間には天地の開きができると私は思っております。

一般に公共工事は、民間より3割から5割高いと言われております。その原因の1つが、国が決める単価表、いわゆる歩掛り表があります。市の工事もほとんどこの歩掛り表に基づいて積算しております。もっとも都道府県で一定の地域補正をしているようでもあります。

このほど報道されたところによりますと、この単価の調査を経済調査会と建設物価調査会という2つの財団法人が独占しており、これを所管している国土交通省はこの両財団を使うよう、事実上指導してきた結果、入札は形だけ、結果は初めから決まっているということが明らかになりました。道路公団など公団関係は主に経済調査会、都道府県はもっぱら建設物価調査会と、すみ分けもできておまして、財団側は入札前に発注官庁と調査の予算や企業に送る調査票の作成内容などを打ち合わせるなど、入札前に準備はすべて終わっている。そして、官庁OBが天下りしているゼネコンなどに実勢価格を聞くように仕向け、事前にすり合わせた実勢の1.5倍などの高い価格を報告するようにしているというあきれた実態が暴露されたわけであります。この2つの財団はこの6月に独禁法違反の疑いで公正取引委員会の立入検査を受けております。

識者の間からは、行政の担当者は国や県が設定した基準を当てはめておけば失敗はないという姿勢で、安く抑える努力は見えない。役所の積算の甘さを批判すべきだ。こういう声も聞かれるほどであります。これは神戸新聞の報道記事であります。つまり、市民はもともと高い予定価格の上に、談合による高値安定で二重の損害を被っていると言ってもいいと思います。これでは市民は救われません。いずれにせよ、繰り返し談合情報どおりの

業者が落札するということに対して、市民の批判と怒りはかつてなく強まっております。

そこでお尋ねいたします。

1、談合情報が寄せられた場合、情報どおりの落札を防ぐために、入札前にとる手だてはないのでしょうか。

2、今回の場合を含めて、情報どおりの落札が行われた場合、入札後にとる手だてはないのでしょうか。

3、談合を防ぐには発想を根本的に転換し、長を先頭に断固とした姿勢で臨む必要があると思われませんが、いかがお考えでしょうか。具体策があれば、それもあわせてお答え願いたいと思います。

次に、地元企業支援についてお伺いします。

公共工事をめぐっては、以前から地元企業でもできるのに、市はなぜゼネコンなど市外の大手を引っ張ってくるのか。こういう声が市民の間で聞かれております。売り上げの大きな部分をゼネコン本社に持っていかれたのでは、地元経済の振興にはつながりませんから、これはもっともな声であります。

特に今回の小野小学校の場合、木造建築ということもあって、この声は早くから強いものがありました。長引く深刻な不況の中で、多くの地元業者は売り上げ不振、倒産、廃業の危機にさらされており、少しでも仕事が欲しい、こういう声は切実であります。市民の暮らしを応援し、地元企業を支援することは行政の当然の責務であります。

そこで、お尋ねいたします。

1、一般的に大型工事は大手、すなわちゼネコンを核とするジョイントベンチャー、共同企業体に発注することが通例になっているように思われますが、それはなぜでしょうか。特殊な技術を要するものを除いて地元業者への発注を原則とすべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2、小野小学校の場合、木造平屋建てという特殊なケースでもあり、地元業者に請け負わせることは十分可能だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3、一般的に地元業者育成について、どのような対策をとっておられますか。お伺いいたします。

最後に下請問題についてお尋ねいたします。

6月定例議会の私の一般質問に関連して、土井助役が特に許可をいただいて発言しますとして、「3月議会で木村議員さんは広報については、(中略)これは市内の業者で十分できる技術なんです。この元請のF社もこれはやれると確認しております」というふうにおっしゃっておりますが、その翌日、全業者を事情聴取いたしました。「(中略)市内の

業者ではそこでの工事に対応するだけの技術も人材もないということでございましたので、この際御報告をさせていただきます」、このように発言されております。

そこでお尋ねいたします。

1、市は工事を発注する際に、相手にその技術があるかないかを確認せずに指名するのでしょうか。

2、一般的に下請選定については、どのような指導、あるいは要望をしておられるのでしょうか。

以上、明確な御答弁をお願いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 11番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 入札・契約制度についての御質問にお答えいたします。

9月4日の行政報告でも申し上げたところですが、去る8月16日に、談合情報についての調査を求める申し入れがありましたので、事実関係を確認すべく次のような措置をとりました。まず予定していた入札を延期し、事情聴取に当たっては、共同企業体数及び構成員がわからないように全18社を個別に招聘しました。その結果、談合情報にあるような事実の確認ができなかったため、全業者より、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為は行っていない」等の誓約書を提出させ、入札を執行いたしました。入札に当たっては、「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合は、入札を無効とする」旨を宣言し、入札書を開札する前に工事費内訳書の提出を求め、県のマニュアルに沿ってチェックをいたしました。この間の経緯につきましては、逐次、公正取引委員会へ報告しております。

次に、入札後にとる手だてについての御質問ですが、入札結果を公正取引委員会へ報告しておりますので、公正取引委員会にゆだねる以外に手だてがないところです。

なお、談合情報に際しての発注者のスタンスですが、市は法的な調査権限がありませんので、一方的な調査はできません。寄せられた情報の中で可能な限りの調査をしていますが、調査には限界があることを御理解いただければと思います。

今後の談合等防止対策につきましては、昨年の4月から施行された「公共工事の入札・契約適正化法」の適正化指針に規定する事項を着実に実行することで、入札・契約手続の一層の透明性、客観性、公平性、競争性を高め、談合等の不正行為を防止していきたいと考えております。

それには電子入札制度の導入が一番と考えますが、現時点では入札参加者のパソコン操

作能力やシステム自体の完成度、導入経費等の問題がありますので、本格導入にはしばらく時間がかかるとお考えです。

なお、電子入札以外でも、郵送入札等談合防止に一定の効果があると言われている入札方式もありますので、現在その方式を導入すべく準備を進めております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたします。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 次に、地元企業の支援についてお答えをいたします。

本市におきまして、工事等の請負契約をする際には、関係法令及び市で制定した規則、要綱に基づき入札・契約の手続を行っているところでございます。小野小学校増改築工事の発注につきましては、予定価格は9億4,815万円のため、3社による共同企業体を結成させ、制限付き一般競争入札で実施したものでございますが、本工事の共同企業体の代表者として参加できるのは、木造で1,000平米以上の施工実績を有する者に限定されます。これは防府市建設工事制限付き一般競争入札実施要綱第3条第3項第3号の対象工事と同種の工事の施工実績があることとの規定によるものです。これを市内の建設業者に適用したところ、共同企業体の代表資格を有する業者が地元にはいないことがわかり、結果として地元業者が排除された形になったものでございます。制限付き一般競争入札制度の特徴とも言えるところでございますが、構成員の参加資格につきましては、市内業者の育成という観点からすべて市内業者に限定しております。なお、通常の指名競争入札に付す案件につきましては、地元業者で施工可能なものは地元業者を優先指名しているところでございます。

次に、大手業者に発注する場合がございますが、前段で述べましたことのほかに、特殊な技術を要する者等を除き、地元業者を指名しております。地元業者の育成対策につきましては、入札参加業者を選定する場合には必ず市内業者を優先しますが、入札に参加する業者数があらかじめ規定された数に達しない場合などには、競争性を確保するという観点から、準市内業者、市外業者の順に参加させております。制限付き一般競争入札による場合でも、例外規定を除き原則として市内業者を対象としております。

このように建設工事等の発注に際しては、地元業者育成という観点から、特別な場合を除き、市内業者を優先させております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 下請問題についてお答えいたします。

業者の選定及び下請業者選定の指導については、防府市建設工事等請負業者選定事務要

綱第13条で業者選定の留意事項を定めておりまして、その第6号に該当工事施工についての技術的適性と規定をしております。指名に当たって、この点についての十分検討はしております。

なお、ここでの技術的適性とは、工事に対しての施工管理、品質管理能力があるかどうかを工事実績等から判断するということをございまして、該当工事に対応できる機械等の保有の有無までは含めておりません。

次に、下請業者選定の指導についてですが、発注者である市が元請業者に対して、下請業者の選定、または指定をすることはありません。入札案内の設計図書に添付する指示事項では、下請人を必要とする工事については市内建設業者を活用するよう要請はしております。これは市内業者の育成という観点から要請しているものでございまして、特定の業者を挙げて要請することはありません。

なお、防府市工事執行規則第10条第2項及び建設工請負契約第7条で、下請負人に関する必要な事項の通知を求めています。これは工事の請負契約が適正かつ円滑に履行されるために行っているものでございます。発注者である市は、著しく不相当と認められるときは、請負人に対して必要な措置をとるよう請求しますし、一括下請については違反事実の是正を求めています。また下請契約の総額が3,000万円以上のものにつきましては、施工体制台帳、施工体系図等も提出させる等指導を行っております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） まず、談合問題ですが、これの行政の責任というのは、今、非常に厳しく問われる時代になっております。この秋の臨時国会に与党3党が提出を予定しております法案の中では、発注側の自治体が談合を黙認する、不作為についても処罰規定を盛り込む予定である、こういうふうになっております。行政が消極的に関与している不作為もあるとして、信憑性の高い談合情報があっても入札を延期しなかったり、落札率の高どまりが長年続いていても調査をしないなど、談合の疑いがあるのに適切な対応をしていないケースが考えられる。こういう場合には処罰規定を発注者である行政側にも設けようということでもあります。

また、公正取引委員会の根来委員長は、深い関与から浅い関与まで これは行政の関与のことを言っているんですが、深い関与から浅い関与まで幅広い関与がある。不作為的な、業者が談合しているのに見逃しているケースは少なくない。例えば毎年行われる工事があるとする。毎回業者が変わって、長い目で見れば、きれいに持ち回りをしているのに知らん顔をしている。落札率が異常に高いのも怪しまなければならない。談合情報があ

るのにそのまま入札をすることもある。こういう問題も厳しく問う法律を、この秋の臨時国会に出すというんです。ですから、非常に全体には行政の責任というのは厳しく問われているというふうに言わなければなりません。

そこで私、壇上でも言いましたが、どういう立場で調査をしたのかということが問題になると思います。そこでお伺いしますが、先般同僚議員の質疑にもお答えになりましたが、内訳書の調査、住宅課の職員が半日かけてやられた。そして中身は大項目から中項目まで調べたが異常がなかった、こういうことであります。しかし、私はこの点については素人ですからはっきり言えませんけれども、なぜ小項目まで含めて徹底的に調査しなかったのか。この辺についてはいかがお考えでしょうか。お答え願います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） さきの本会議でもお答えいたしましたように、一応大項目で類似したものがありましたので中項目までおりたわけですが、その中で関係した業者のそれぞれの中項目、9項目ばかりあるわけですが、それぞれの設計単価を見比べましたら、それぞれの単価で類似した単価がございませんでしたので、一応そこでやめたということでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） さっき言いましたように、私、門外漢でありますから、余り詳しいことはわかりません。しかし、他の自治体の事例を見ますと、1週間かけて調査したとか、40日かけて調査したとか、そういうのもあるんですよ。だからね、私はそういう意味で、もっともっと細かく、発見するという立場で調査をすべきだったのではないかとこのことを申し上げておきたいと思います。

それともう一つ、これもやはり先日の本会議で同僚議員の質疑に対して、松浦市長は我が党が入札延期、事情聴取を申し入れた8月16日まで、この3社JVが落札するという談合情報は知らなかったと、こういうふうにおっしゃいました。そこでちょっとお尋ねするんですが、この問題については、議会の中では既に春ごろから同じようなうわさがありました。そして7月の初めには市のホームページに、小野小学校の工事に関して談合が決まっている、落札業者が決まっているという書き込みもありました。それから、これは個人的に言って申しわけありませんが、議会の久保議長がこれも8月初めでしたでしょうか、監理課長に談合情報どおりの3社が落札するという事になっているぞという電話をかけられたのを、私、目撃しております。

こういう情報が入った場合に、市のマニュアルも、私、見せてもらいました。監理課長はそういうものをきちっと判断し、対処するという事になっています。しかし、事が事

だけに、こういう問題は市のトップまで情報がいってもしかるべきではなからうかというふうに思うんですよ。例えば、総務部長にお伺いしますけれども、市のホームページに書き込みがあって、各課の業務に関する書き込みがあれば、広報広聴課はそれぞれの現場の課にこういう書き込みがあったよということを知らせるということも前にも聞きましたが、そういうことはどうなっているんでしょうか。ちょっとお伺いします。

議長（久保 玄爾君） 総務部長。

総務部長（中村 武則君） お答えいたします。

いろいろな情報があろうかと思いますが、その情報につきましては、ホームページで検索できるようにはしておると認識しております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） こういう大きな工事、しかも市民が注目している工事で、早くから談合情報が流れているということに対して、市のトップに情報としてそれを知らせるということは、私、公務員としては当然の、むしろ責務ではなからうか。それがはっきりした談合情報という形ではなくても、情報としてこういうものが流れていますよということトップに知らせることは、私は公務員として当然のことだと思うんですけれども、この辺については、すべてが監理課長でとまっているように、今までの説明では思いますが、どうなんでしょうか。この辺の基本的な考え方。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 情報の収集等にもかかわる問題だと思うんですけれども、防府市の談合情報の対応マニュアルによりますと、疑惑の内容ということで、いつ、どこで、だれが、何をどうしたのかという等の談合情報で、それらしきものであれば、やはりある程度の確実性のある情報として、そういう形で持ち上がることだと思いますけれども、既にどこの業者が落札とか、例えば情報ボックスにありましたような形での情報だけでは、風評としてとらえざるを得ないということでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） ということは、かなり議会の議長からも情報が入る。インターネットにも書き込みがある。そういうような場合でも、マニュアルでは監理課長がそういうことを判断することになってはいますが、実際に監理課長のところでそういう情報はとどめおくと。議会議長が情報を入れても、監理課長のところでとどめおくということになっておるんでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） 久保議長さんから監理課長にそういううわさがあるという話は、



私までには届いております。そこで、マニュアルに基づいて調査をするかしないかという判断をするために、監理課長から議長さんの方に風評でとどめおくのか、あるいは議長さんが情報提供者として次の段階に進むのかを確認をさせましたところ、今現在では風評でとどめおいてくれということでございますので、そこでとどめおいたところでございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 助役のところには情報がいったということでありまして、何もかもすべて市長にあらぬうわさの類まで全部入れておいたら、それは大変ですが、しかしやはり、今、言ったように、一定の情報は一課長にとどまらず、トップに入れていくべきではなかろうかということを重ねて申し上げておきます。

次に、先ほど市長の答弁でも、市には調査権がないので限界がある、こういうふうにおっしゃいました。確かにそうであります。しかし、今、全国各地の地方自治体では何とか談合を減らそうということで相当な努力をしております、改善もされております。

これは先般の質疑で同僚議員も言いましたが、例えばそういう情報が入った場合に、くじ引きで業者を減らすとか、そういうこともやっております。

それから、最近目立つのはやはりきちとした確証が得られなかったということで、入札にまで運んだ場合でも、その入札の結果、談合情報どおりの業者が落札した場合に、それを認めるか認めないかということを経済委員会や審議会で審議して、そうしてそれを認めない、契約を解除する、こういう手段をとっている自治体も少なくないんです。

ちょっと例を申し上げますと、例えば岐阜県ですね、ここも談合情報がたび重なったようですが、「同県は発想を転換した」と。これは神戸新聞のやはり記事です。「談合があったか否かではなく、談合情報どおりの業者と契約してよいかどうかに力点を置いた。そして、情報どおりの落札結果が出た場合、弁護士や公認会計士らでつくる調査委員会に報告。この委員会が談合の疑いが強いと判断すれば、契約をやめ、入札をやり直す」、こういうことを決めているんですね。

こういう同じのは、例えば国でも厚生労働省の坂口厚生労働大臣、これはさきの参議院予算委員会で、国立病院の建設工事でやはり情報どおりの業者が落札した。こういうことで、同大臣は、入札結果が事前の情報どおりなら大問題であり、全部白紙撤回し、やり直しをさせていただきたい、こういうふうに答弁しているんですね。

それから、今、話題になっております長野県、国道418号のトンネル、ここでも談合情報どおりの業者が落札した。そして、関係者から事情聴取を進めたけれども、談合の事実は認められなかった。しかし、それでも極めて疑いが濃いということで、入札をやり直すということをやっております。

それから、愛媛県でも高規格道路の入札で、やはり工事内訳書の内容に不審な点があるとして、入札を無効として再入札することを決めた。

そのほか神奈川県の川崎市。これは一般競争入札でしたが、医療施設の本体、空調設備、衛生設備の各工事について、やはり談合情報どおりの業者が落札したので、一般競争入札を中止した。そして、入札をやり直すことを決めた。新規の入札参加も可能で、談合など不正行為に対する賠償金を契約金額の10%から25%に引き上げた。また、当初の入札参加有資格の共同企業体、ジョイントベンチャーは構成メンバーの変更も再入札に当たっては可能としている。こういうことです。そのほかたくさんあります。

こういうふうに談合は許さないという立場で、いろんな知恵を尽くしているのが多くの自治体の、今、やっていることなんですね。そういう点から見れば、市は調査権がない、仕方がありませんということだけで済ませられない問題だと私は思っております。

例えば談合情報どおりの業者が落札した場合には、第三者機関を設けて、そこへ相談する。お伺いを立てる。こういうことはやるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げましたとおり、寄せられた情報の中で可能な限りの調査を誠心誠意、市としてはいたしております。御理解をいただきたいと存じます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） 見解の相違ですから、私はとおり一遍の調査のように、どうしても受け取られます。最大限の努力をしたというふうにはどうしても思えません。

例えば入札なんかをやり直した場合に、担当のところから聞いたんですけども、相手の業者から訴えられる可能性がある。弁護士に相談したら、そういうおそれは十分にあるということで、そういうことはできないんだ。こういうことも言われました。しかし、全国では、今、入札がもう終わって、談合情報どおりの業者が落札して工事が始まっている。それに対して、例えば市民オンブズマンなどが、これは談合によって、市民が損害を受けたということで、損害賠償請求訴訟がずっと起こっているんです。過去10年間で約60件を超える。

最初のころ、1999年ごろまでは原告の敗訴が続いたそうです。しかし、1999年10月に奈良地裁が契約額の5%を談合による県の損害と認定する初の判断を示した。大阪高裁も一審判決を指示し、被告側は上告している。また2000年以降は契約金の10%、これは鳥取地裁、富山地裁、津地裁は同7%を損害率と認定する判決が続き、和解を含めると計12件で何らかの賠償命令が出ている。つまり、勝っているんですよ、住

民や市の方が。ですから、そういうことは言えないと思います。特に、どういう弁護士さんに相談されているか知りませんが、大いに私はこういう形で強い姿勢を示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） 先ほども申し上げておりますとおり、私どもに寄せられた情報、その情報の中で 何度も同じことを申し上げますけれども、寄せられた情報、その中で可能な限り調査をし、いろいろな時間もかけてやっておるわけでございます。

公正取引委員会の方にも逐一御報告も入れておりますし、市としては可能な限りの中での対応をいたしておると、こういうことで御理解をいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） それでは、壇上でも申しましたが、長の決意というのが非常に重要だということについて申し上げたいと思います。

これは電子入札で有名な神奈川県横須賀市。ここは入札の抜本改善をやりまして、落札率が10%下がった。その結果、たしか34億円ぐらゐの入札差金が新たに生まれた。こういうことであります。

これはどういうことかということ、手段の問題じゃないんです。電子入札をやったとか何とかじゃない。やっぱり市長の決意だということが書いてあります。「92年ごろから、同市は入札のたびに談合情報が寄せられ、業者への事情聴取でも真偽を確認できないまま入札に臨む状況が続いた」、これは防府市と同じですね。「情報どおりの業者が高値で落札しても打つ手がない。どの自治体も抱えるジレンマに陥っていた。そこで、不毛な対応を繰り返して疑惑を増幅するより、談合できない制度に変えられないか。見かねた沢田秀男市長が97年に特命で入札制度改革を指示、財政部長を中心とした担当職員が試行錯誤の末、競争性、透明性の原則に戻るしかないという結論に達した。業界団体からの反発は予想されたが、市政全般への市民の信頼を失う危機感の方が強かったと沢田市長は述べている。旧自治省の官僚で、93年に市の助役から初当選した沢田市長は6月、3選を果たしたばかりだった。そして、入札制度改革を断行しているときなので、慣例だった建設業界への支援要請を今回はしなかった」、こういうことです。「同市の入札制度について、全国の自治体から視察が後を絶たない」、私たちも行きました。「沢田市長は「首長自身にしがらみを断ち切る覚悟さえあれば、改革の実現は可能だ」と言い切っている」、こういうふうに言っているんです。私、ぜひこういう立場に市長も立っていただきたい。通り一遍の答弁じゃなくて、これだけ財政が逼迫して、わずかな金さえ払えない。こういう中で、こんな、例えば小野小学校の場合、10%落札率が落ちたら、9,000万円の節約

になるんですよ。今、市はそういうことは全力を挙げてやるべきですよ。私はそう思います。これは特に市長の答弁は求めません。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） あたかも私がしがらみの中でそのようなことを言っておるかのような表現でございますので、私にもいささかの名誉もございまして、きちっと申し上げておきます。

限りなく競争性と透明性を高めてまいりたい、そういう思いの中で一般競争入札制度も導入いたしましたし、予定価格の公表制度も採用いたしておるわけでございます。可能な限り、私も透明性の高い入札制度を実現していきたい、そのように考えておりますことを申し上げておきます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） じゃ、次に地元業者支援についてお伺いします。

私は市の共同企業体取扱要綱というのを読ませていただきました。第2条で防府市が発注する建設工事で、規模及び技術面等から共同請負により つまりジョイントベンチャーですね、施工することが適当であると判断される工事については、その都度共同企業体を結成させるものとする。つまり、規模や技術面で必要と判断したら、ジョイントベンチャーに発注するんだ。そして、建築工事の場合は4億円以上の工事だと2社以上、7億円以上だと3社、こうなっています。

そこで、お伺いするんですけども、果たして、今、規模や技術面で、もちろん特殊なものはあると思いますけれども、一般的にジョイントベンチャーでなきゃできないという工事がそれほどたくさんあるんでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） 共同企業体につきましては、対象工事は限られた工事通知しか行いません。

議長（久保 玄爾君） 市長。

市長（松浦 正人君） すべて要綱と申しますが、マニュアルに沿った対応の中で枠をおいて、その中で運用していることでございますので、要綱を重んじて、それを尊重しながら、可能な限り努力しておるということで御理解をいただきたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） この要綱の第2条、今、読みましたね。ここには、「共同請負により施工することが適当であると判断される工事については」と書いてあるんですよ。つまり、判断するのは市の発注者の側、市が判断するんです。だから、これはこの工事は

共同企業体がやった方が適当であると判断したから、それに発注するわけですよ。判断しなければ地元の1社でもいいんです。その判断の基準というのは何なのかということをお伺いしております。

議長（久保 玄爾君） 財務部長。

財務部長（湯浅 克彦君） J Vを結成して工事を施工する目的というのは、やはり技術力の結集とか、危険の分散、資金力の増大等は工事施工の確実性があると言われておる方法をとっているわけですが、防府市の場合は、J Vを結成する場合は技術力を結集し、工事の安定的施工を確保するためでございますけれども、大手業者のみによるJ Vの結成は、市内中小企業の受注機会がなくなるために、市内業者育成の観点からJ V制度を考えておまして、大規模工事等についても市内業者に参加の機会を与えるという趣旨でのJ Vを結成されているところでございます。

このたびの小野小の建築につきましては、先ほどお答えいたしましたように、防府市の工事制限付き一般競争入札実施要綱によって、対象工事と同種の工事の施工実績があると、こういう規定がありますので、本入札に参加できる企業体は木造で床面積1,000平米以上の施工実績を有するものということに限定されておりますので、結果としてそうなったわけございまして、防府市といたしましては、発注者が責任、また工事の品質の確保の観点からも、施工実績が必要であると。これはあらかじめ要綱で定められたルールでございますので、これに従っておるわけでございます。やはり遵守すべきものと考えております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） ちょっと観点を変えましてお尋ねしますが、実際にゼネコンがいわゆる親として参加するJ Vの場合に、例えば最近だと、今、火葬場をやっていますよね。これも親というか、中心は大手ゼネコンになっております。

こういう場合に、工事の実際に当たって、ゼネコンはどのような仕事をするんですか。一説によると、これも私、素人ですからわかりませんが、管理監督者というのが1人か2人来て、実際に仕事をするのはもちろん地元の企業であり、地元の職人さんや労働者である、こういうふう聞いておりますが、実際どういう仕事をこのゼネコンというのは現場ではやっておるのでしょうか。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） 一応出資割合に応じた出資をしまして、総括の管理監督をやっておるわけです。だから、一般的な管理監督、これを総括的にやっております。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番(木村 一彦君) 今、言われたのは、ゼネコンなんかをやらせてもらわなきゃ困る場合というのは技術的な面が大きい。資金的な面とか、財政的にも安心だということもわからんことはないんですが、技術的な指導というのは、実際に1人や2人の監理者でできるんですか。

実際に設計図がかなり詳しいものができますよね、ああいう大きい工事の場合は。材質は何を使って、ここの部分の工法はこうだということも詳しくできていますね。そういうのがあればできるはずなんだけれども、それはさておいて、現場監督者といいますか、工程監理者というか、そういう人が何人か、1人か2人か3人か知りませんが、東京か大阪から来られて、あるいは広島から来られて、どういう技術の指導がされるんでしょうか。私どももその辺が、たったそれだけでできるのかなという、どんどん工事が進む中で、1人や2人の監督者でそんな新しい技術の伝達ができるのかなというのが、素人考えですが、思います。どうでしょうか。

議長(久保 玄爾君) 土木建築部長。

土木建築部長(林 勇夫君) 先ほど申しましたように、一応出資割合に応じまして、新しい会社を設立するものがJVでございますので、その中で工事に対しての施工管理等品質管理能力、これは一番JVの親の方が主力になって、その組織の運営をしていくものでございまして、中での、現場での打ち合わせは、私どもの発注した方の現場監督と、向こうの代表の現場代理人とで常に打ち合わせをしながら、全体の工事を進捗させておるのが実態でございます。

議長(久保 玄爾君) 11番。

11番(木村 一彦君) イメージがわからないので具体的にお伺いしますが、例えば、今、火葬場の場合にゼネコンの社員さんというのは何人、どういう人たちが来ておられるんでしょうか。教えていただきたいと思います。

議長(久保 玄爾君) 土木建築部長

土木建築部長(林 勇夫君) ちょっとその辺の把握をしておりません。

11番(木村 一彦君) それはおかしいじゃないか。そんな無責任な。

議長(久保 玄爾君) 暫時休憩します。

午後 3時46分 休憩

---

午後 3時53分 開議

議長(久保 玄爾君) 休憩を閉じて、会議を再開いたします。11番、木村議員。

11番(木村 一彦君) すみません。ちょっと今、具体例を出しまして、通告になか

ったものですから、担当部長もあわてちゃったと思うんですよ。その辺はひとつ謝ります。

具体例じゃなしに、一般的にあの程度の工事で大体ゼネコン本社からどのぐらいの人が来られるのかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 土木建築部長。

土木建築部長（林 勇夫君） それでは、一般的にどのぐらいかということでございますと、大体10人から十五、六人は来るとは思いますけれども、今回の例をとりますと、所長以下3人、それから事務員が1人、それから地元の子、孫それぞれ1人、1人で計6名で現場を動かしております。

技術的に元請人がみずから総合的に企画、調整及び指導、これは施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事の仮設物、工事用資材等の品質管理、それから下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等を行っております。

また下請負協議会も実施しておりまして、下請の方も主任技術者が全員来ております。それから、現場の方も1週間に一度発注者の方と打ち合わせ会を実施して、工事の進捗に対応しております。

以上でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） それなりにゼネコンも役割を果たしておられるとは思いますが、やはり地元も相当、きのうきょう土木建築の仕事を始めたわけじゃないわけで、それから結構大きな建物や難しい建物も市内で建ててきているわけですね。そういう点では地元も力をつけていると思うんですよ。私は、そういう意味では判断は市に任されているわけですから、この要綱でも、やはりもっともっと地元を優先していくように、ひとつ要望しておきたいと思います。

次に、具体的に小野小の場合に、今、御答弁がありましたのでお尋ねしますけれども、一般競争入札だから条件をきちっと決めて、制限つきですけども、すべての人たちが参加できるようにするというのは、これはわかるんです。そのためには、一般競争入札の要綱というのはきちんと決められております。これも必要なことだと思います。

ですが、小野小の場合は、壇上でも申しましたけれども、一般の建築物と違って木造平屋建てという建物ですね。しかも、みずから執行部が言われたように、市内にこういう大きな木造を建てた実績のある業者は1社もないわけですよ。そのことを初めからわかっているわけなんです。ですから、今度の小野小の一般競争入札の条件としていろいろ書いてありますが、主なものは経営事項審査の点数が1,200点、そして1,000平米以上の

木造をつくった実績があることと、こういうふうになっているんですね。もちろんそんな業者は市内には1社もありません。

ですが、やはり木造ということから、そして平屋建てということからして、我々素人考えですけれども、これは地元でつくる能力は十分にあるというふうに思います。全体を全部1社でできないならば、分割発注も可能ではないか、こういう声も強いんですよ。あくまで一般競争入札要綱を盾にとって言われますけれども、この一般競争入札要綱には、例外規定があるんです、第2条に。制限付き一般競争入札を実施する建設工事は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。下に書いてある。設計金額は1億5,000万円以上のもの、共同企業体に発注するもの云々と。ただし、防府市建設工事等請負業者選定事務要綱の第7条に定める競争入札審査会で対象工事が制限付き一般競争入札に適さないと認めた場合はこの限りではないと、こういうふうに第2条にあるんです。

私、本当に地元のためを思ったら、今回の場合は第2条を適用していただいて、本当に地元の育成のために、今回はこの一般競争入札の一般的な基準をクリアしていなくても、地元業者に分割発注なり何なりの形でもっとやっていただくようにできなかったのかどうか。できたと思うんですよ。その辺を、ひとつお伺いしたいと思います。

議長（久保 玄爾君） 助役。

助役（土井 章君） まずちょっとお答えをしておかなきゃいけないんですけれども、火葬場につきましては、ちょっと私の覚えでは火葬炉の納入業者等々との調整というような非常に複雑な問題が出てくるということで、大手ゼネコンを入れたという記憶がございます。同時期にほぼ同程度の工事を発注しました消防本部庁舎につきましては、そういう難しい問題がございませんので、3社でございますけれども、すべて市内業者ということで発注しております。若干、それぞれ場合場合で作業をしているということを御理解をいただきたいと思います。

そこで、小野小学校の発注をどうするかということでございますが、木造だから、鉄筋コンクリートよりみやすいのかどうかということが判断が分かれると思いますけれども、いずれにしても発注者である市としましては、完璧なものをつくっていただく責任がございます。そのためにはどうしてもそれを担保するものとして施工実績というのにこだわる、あるいはこだわらざるを得ない。

これは指名競争入札でありましたら、経営審の点数であるとか、いろいろなことを判断しながら、この程度の事業ならこのクラスの業者にはできるという判断をしていますので差し支えないんですが、一般競争入札の場合は、どうしてもそういう条件をつけざるを得ない。これは国、県、あるいは他の市町村も一緒でございます。もし何か不都合があった



ときに、逆にそういう経験のないところに発注をしたのかというおしかりを受ける方が我々としては怖い。10年、20年、50年も使わなきゃいけないものですから、施工実績のある人ということを最大限に重視をいたしております。

その次に、点数を幾らにするかということですがけれども、1,200点としたのは、国も6億五、六千万円以上の工事については1,200点ということにしてありますし、一応市内業者でのジョイントベンチャーが組めないならば、確実な、しっかりした方がいいということで国の基準をつくったところでございます。

ですから、分割発注をして、金額を下げ、指名競争入札という形にしましても、市内業者には木造での建築工事实績がないと、これはどうしようもないことではございまして、その次の策といたしまして、子、あるいは孫につきましては、よその業者を入れるんじゃなくて、市内業者の育成という観点から、子、孫についてはすべてにびいて市内業者でジョイントを組んでくださいという条件をつけて、市内業者の育成を図ったというのが実態でございます。

議長（久保 玄爾君） 11番。

11番（木村 一彦君） わからんこともないんですけれども、例えば1,200点という経営事項審査の点数は、これはとてつもなく高い点数なんです。私は東京都の同じような要綱を取り寄せたんですけれども、4億円以上が一番大きい工事なんですけど、東京都の場合、建築工事で4億円以上の場合が経営事項審査点数が900点です、あの大東京でも。だから、これは1,200というのはとてつもない厳しいハードルなんです。

それから、ここはもう議論の分かれるところで、平行線になりますからあれですけれども、そんな大きな木造というのは実際に実績がないのはわかっているわけで、いろんなリスクは確かにあると思いますよ。経済的なリスクもあるし、品質的なリスクもある。しかし、私はやっぱり一般競争入札の要綱の例外規定を使ってでも、やはり地元業者にこの際、こんな不況の中ですからやっていただく。実際に設計図も本当に詳しくできていますよね。この具材は何を使う、どういう工法でつなぐとか、そういうことは私は市内の業者でも十分できると思っていますので、ぜひこういう工事はめったに出るものじゃありませんから、地元育成のために、これを使ってほしかった。ほしいということを重ねて申し上げて、私の質問を終わります。

議長（久保 玄爾君） 以上で、11番、木村議員の質問を終わります。

---

議長（久保 玄爾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保 玄爾君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後 4時 4分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成14年9月9日

防府市議会 議長 久保 玄爾

防府市議会副議長 深田 慎治

防府市議会 議員 石丸 典子

防府市議会 議員 松村 学